

港北区防災計画

震災対策編

KOHOKU2019

平成 31 年4月

横浜市港北区

はじめに

本計画は、区内における震災による被害の予防、応急対策及び復旧復興対策を実施することにより、区民の皆様の生命、身体及び財産を保護することを目的に策定しております。

近年の「東日本大震災」「熊本地震」「大阪北部地震」をはじめとする大規模災害から明らかかなように被害の発生を完全に防ぐことは困難です。しかし、大規模災害発生時に何が起こるかを想定し、どのように自分の身を守るのかを考え、事前に備えることで、被害を少なくすることはできます。そのためには、まず、自分の身は自分で守る自助の考え方が重要になります。また、一人ひとりでは、解決が難しい問題については、お互いに助け合う共助の考え方で、協力して災害に立ち向かっていくことも必要です。

この度、港北区では、横浜市防災計画「震災対策編」が修正されたことを受けて、港北区防災計画を見直しました。過去に起こった災害を教訓に、港北区がすべきこととして、避難所におけるストレスの少ない避難生活を目指した地域防災拠点の備品の整備、港北区防災情報アプリをはじめとした情報発信の強化について記載しました。また、区民の皆様に考えていただきたいこととして、在宅避難を可能とするための物資の備蓄、要援護者への支援、避難所運営における女性参画等について新たに記載しました。加えて、平成29年度に変更し、これまで様々な場で御説明してきた災害時医療救護体制についても改めて記載しています。

今後も災害に強いまち港北区の実現に向けて、区民の皆様、関係機関等との連携を強化し、総合的な震災対策を推進していきます。

最後に、日頃から地域防災の担い手として御協力いただいている区民の皆様をはじめ、改訂作業を進めるに当たり、貴重な御意見をいただきました区内の関係者の皆様に心から感謝申し上げます。



平成31年4月

港北区長 栗田 るみ

よこはま地震防災市民憲章 ～ 私たちの命は私たちで守る ～

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲になりました。

大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。

私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日かもしれないし、明日かもしれない。

だから、私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうか。

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人がいることも忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。

だから、私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から命を守り、困難を乗り越えるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化させてはならない。

だから、私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。

〔行動指針〕

(備え)

- 1 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておきます。
- 4 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5 いったき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

(発災直後)

- 1 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2 怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 5 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら高いところへ避難します。

(避難生活)

- 1 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2 合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5 消防団員も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

(自助・共助の推進)

- 1 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 4 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

【目次】

第1部 総則

第1章 港北区防災計画の目的	1
第2章 港北区の概況	1
第1節 概況	
第2節 自然的条件	
第3節 社会的条件	
第3章 地震及び被害の想定	2
第1節 想定地震	
第2節 地震動	
第3節 被害想定	
第4章 区、区民及び事業者の基本的責務	8
第1節 行政の責務	
第2節 区民の責務	
第3節 事業者の責務	

第2部 災害予防計画

第1章 防災力の維持・強化 見直し	9
第1節 防災情報通信等の整備	
第2節 消防の体制	
第3節 防災備蓄計画	
第4節 水の確保	
第5節 ペット対策資機材等	
第2章 避難場所等 見直し	14
第1節 地域防災拠点（指定避難所）	
第2節 いっとき避難場所	
第3節 広域避難場所	
第4節 福祉避難所	
第3章 緊急輸送体制の確保	21
第1節 緊急輸送路の指定	
第2節 建設業協会との連携	
第4章 災害に強い人づくり 見直し	23
第1節 自助、共助、公助による減災	
第2節 防災意識の高揚	
第3節 日頃からの区民の備え	
第4節 区民の防災活動の促進	
第5節 防災訓練の実施	
第6節 ボランティアとの協力体制の確立	
第7節 車中泊避難の予防	
第5章 災害に強い地域づくり	29
第1節 自主防災組織の強化	
第2節 要援護者支援対策	
第3節 社会福祉施設等における安全確保対策	
第4節 事業者の防災体制の確立	

※**見直し**＝本防災計画を修正するにあたり重点的に見直した項目

第6章 学校施設における安全対策の推進	33
第1節 迅速な応急活動体制の確立	
第2節 児童生徒の安全確保体制の確立	

第3部 応急対策

第1章 災害対策本部等の設置	34
第1節 港北区災害対策本部等の設置	
第2節 区本部の廃止・縮小	
第3節 組織	
第2章 職員の配置・動員	41
第1節 職員配置計画	
第2節 職員の動員	
第3章 情報の収集・伝達	42
第1節 情報受伝達方針	
第2節 情報受伝達体制	
第3節 災害情報の収集、報告及び記録	
第4節 災害時広報・報道	
第5節 広聴・相談活動	
第4章 消火及び救助・救急対策	44
第1節 公設消防の応急活動体制	
第2節 消防団の応急活動体制	
第3節 消火・救助・救急活動	
第5章 医療救護等対策 見直し	46
第1節 活動体制	
第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制	
第3節 災害に備えた取組	
第6章 応援派遣等の対応	49
第7章 被災者等の避難対策	50
第1節 避難計画	
第2節 被災者の避難・受入れ	
第3節 要援護者の避難と援護対策	
第4節 福祉避難所の開設及び運営	
第8章 警備と交通対策	57
第1節 大地震が発生した場合の警備対策	
第2節 大地震が発生した場合の交通対策	
第9章 緊急輸送対策	58
第1節 輸送路の確保	
第2節 輸送体制の確保	
第10章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い	59
第1節 行方不明者の捜索	
第2節 遺体の取扱い	
第11章 物資等の供給	61
第1節 応急給水	
第2節 物資の供給	
第3節 救援物資の受入れ・配分	

※見直し=本防災計画を修正するにあたり重点的に見直した項目

第12章 災害廃棄物の処理	63
第1節 基本的な考え方	
第2節 トイレ対策	
第3節 家庭系ごみ対策	
第13章 学校活動と保育	65
第1節 発災時の対応	
第2節 学校教育の再開	
第3節 保育の早期再開	
第14章 公共施設等の応急対応	66
第1節 公共施設における応急対応	
第2節 土木施設の応急対応	
第15章 津波対策	67

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧対策	68
第1節 被災者の生活援護	
第2節 被災者の住宅確保及び応急修理	
第3節 災害がれき等（解体廃棄物）の処理	
第2章 被害認定調査と罹災証明	71
第1節 被害認定調査	
第2節 罹災証明書	
第3章 復興対策	72

第5部 帰宅困難者対策

第1章 主要駅等における混乱防災対策の充実	73
第2章 帰宅困難者事前対策	73
第1節 主要駅等の混乱防止対策の推進	
第2節 一時滞在施設の指定	
第3節 帰宅困難者の発生抑制に関すること	
第4節 備蓄品の確保について	
第3章 帰宅困難者対策	73
第1節 区災害対策本部の対応	
第2節 関係機関の対応	

第6部 東海地震事前対応計画

第1章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置	76
第1節 警戒活動体制	
第2節 職員の配置と動員	
第3節 対応措置	
第2章 警戒宣言発令時対策	79
第1節 区災害対策本部	
第2節 情報の受伝達	
第3節 帰宅困難者対策	
第4節 事前避難対策	

第1部：総則

第1章 港北区防災計画の目的

本計画は、横浜市防災計画「震災対策編」の区別計画として、大規模地震が発生した場合の港北区災害対策本部（以下「区本部」という。）、区民、防災関係機関等の役割についての基本的な計画です。

この計画は、人命を守ることを最優先とした「被害を出さない地域・社会の実現」を目標として、港北区の地域の実情を踏まえた計画としており、区民、防災関係機関等のそれぞれの役割を明確にし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ること、また、大規模地震が発生した場合でも、その被害をできるだけ軽減することを目的としています。

第2章 港北区の概況

第1節 概況

港北区は市の北東部に位置し、東は鶴見区、南は神奈川区、西は都筑区、緑区、北は川崎市に接しています。市内最大の人口・世帯数を抱える港北区には、JRや東急東横線、市営地下鉄等5路線が通り、都心部等へのアクセスに優れています。

区内にはこれらの沿線を中心に住宅地、商業地、工業地が広がり、東海道新幹線の新横浜駅周辺では、日産スタジアムなどの大規模集客施設が集積しています。

一方、区の中央部には一級河川の鶴見川が東西に蛇行しながら流れているほか、緑地や農地なども多く残されており、都市と豊かな自然とが共存しています。

第2節 自然的条件

1 港北区の地形

港北区は鶴見川流域の平野部と多摩丘陵に連なる丘陵部からなっています。区内の最高地と最低地の高低差は、50m程で、全区的には、ほぼ平坦な地形であるといえます。

2 港北区の面積

31.37 km²

第3節 社会的条件

1 人口及び世帯（平成30年8月1日現在）

人口は約35万1千人、世帯数は約16万8千世帯といずれも市内で1番多く、市内人口の約9%を占めています。

2 年齢3区分割合（平成30年1月1日現在）

0～14歳人口の割合は12.3%、15～64歳人口の割合は67.6%、65歳以上人口の割合は19.4%となっています。

3 昼夜間の人口

昼間は約32万2千人、夜間は約34万4千人、いずれも市内で最も多い状況です。

4 世帯人数

一世帯当たりの平均人員は2.1人となっています。総世帯数は増加していますが、65歳未満の単身世帯が総世帯のうち約34.6%を占めています。

5 鉄道

(1) 鉄道路線

5路線（JR東海道新幹線/横浜線、東急東横線/目黒線、市営地下鉄3号線・4号線）

(2) 鉄道駅及び複数路線乗り入れ駅の一日あたりの乗客数

ア 計 16 駅

イ 新横浜駅：13万3千人・菊名駅：12万3千人・日吉駅：16万4千人

第3章 地震及び被害の想定

第1節 想定地震

本市では、平成 24 年度に地震被害想定調査報告書を公表しました。この結果から、横浜市防災計画では、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震及び慶長型地震を想定地震とし、被害想定等を示しています。

■ 元禄型関東地震

相模トラフ沿いを震源とするマグニチュード 8.1 の地震です。

元禄型関東地震は、大正型関東地震（南関東地震）よりも発生確率は低いものの、市内の震度が大きく、津波の影響も考えられる地震です。

これまでは、相模トラフ沿いを震源とする関東地震は、1923 年に横浜市で甚大な被害をもたらした大正型関東地震の再来を想定していましたが、東日本大震災を経て、想定外の事態をなくそうという考えから、想定とする地震を元禄型関東地震としました。

■ 東京湾北部地震

マグニチュード 7.3 の首都直下地震です。

東京湾北部地震は、本市に大きな影響を与える首都直下地震の一つであり、中央防災会議でもこの地震を首都直下地震大綱（平成 17 年 9 月）の基軸としています。この地震は、横浜市のみならず、首都圏での影響が極めて大きいと考えられていることから、今後、広域で連携した対策を検討していく際に重要である地震です。

■ 南海トラフ巨大地震

東海地震を包括したマグニチュード 9 クラスの地震です。

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成 23 年 8 月～）においては、東日本大震災を踏まえ、想定外をなくす考えから、津波を伴い最大限の被害を及ぼす想定地震として、東海地震を包括した南海トラフ巨大地震が検討されています。

南海トラフ巨大地震は、横浜市の揺れは大きくないものの、長周期地震動、液状化、津波などの被害が考えられ、従来想定していた東海地震を包括した最大級の地震です。

【津波被害想定】

■ 慶長型地震（津波）

神奈川県「平成 23 年度津波浸水想定検討部会」で設定したマグニチュード 8.5 の地震で、津波被害の検討対象地震です。

慶長型地震は、揺れの影響は大きくないものの、東京湾内への大きな津波の影響をもたらす想定地震です。

発生確率はきわめて低いですが、横浜市として最大クラスの津波被害を引き起こす想定地震であることから、津波被害の検討対象としました。

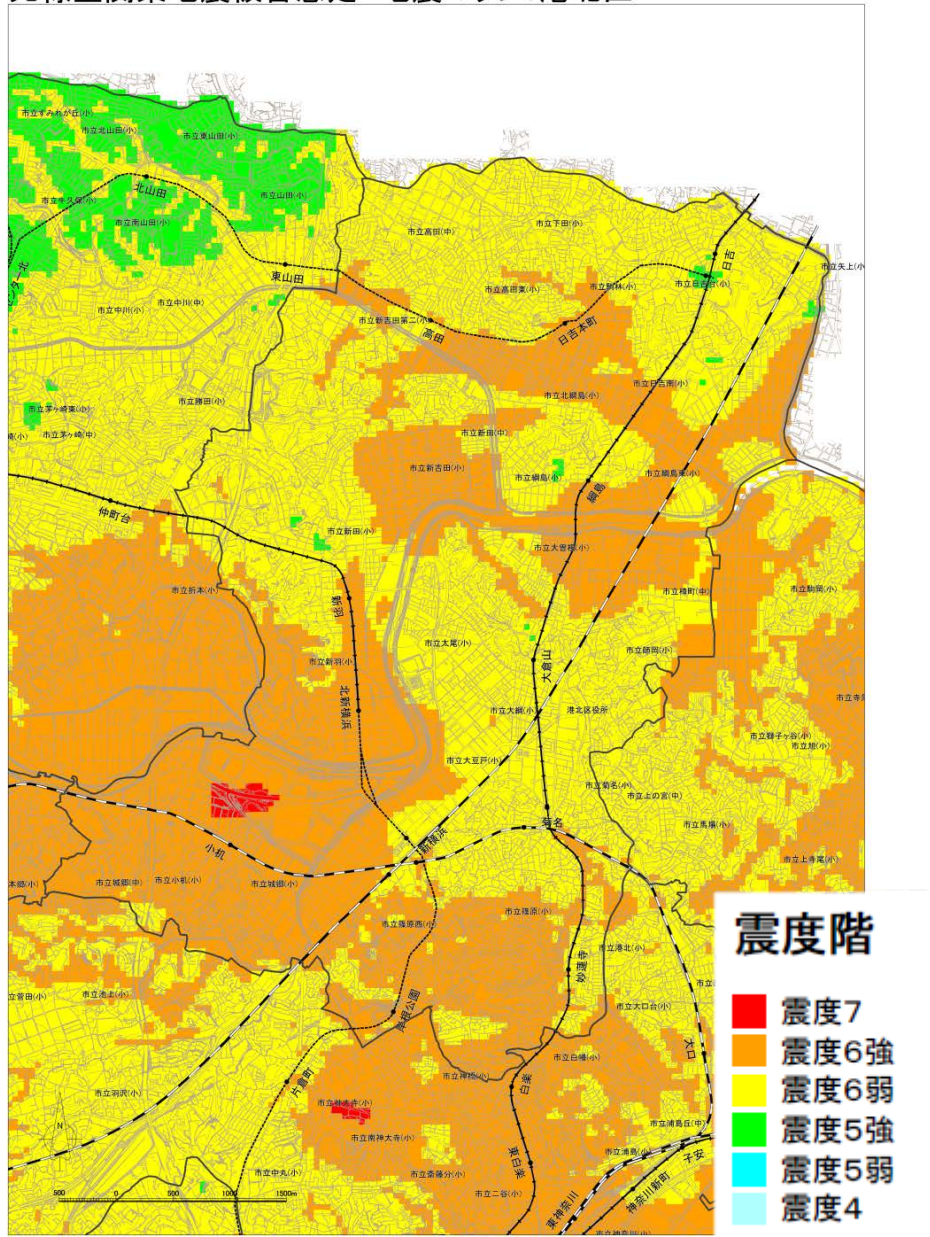
なお、港北区には本想定においても、津波の被害は見込まれていません。



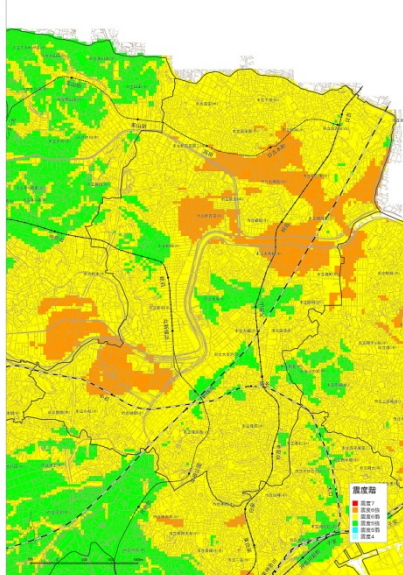
第2節 地震動

1 地震動図

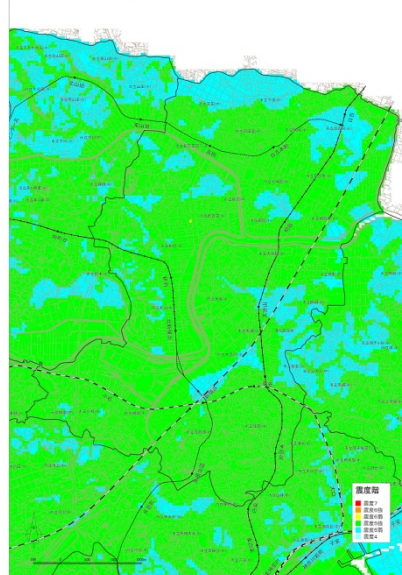
元禄型関東地震被害想定 地震マップ:港北区



東京湾北部地震被害想定 地震マップ:港北区

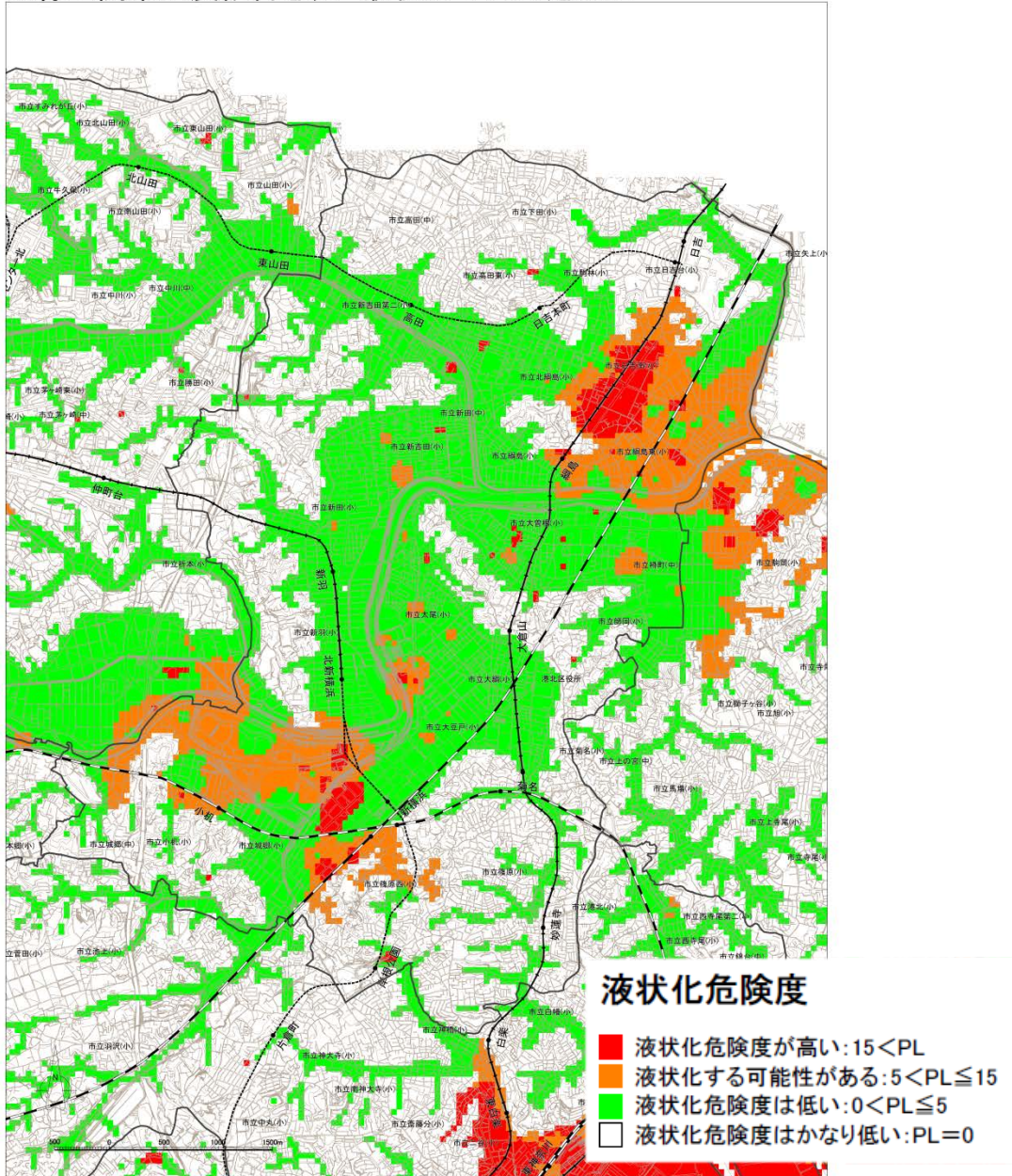


南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ:港北区



2 地盤被害（液状化図）

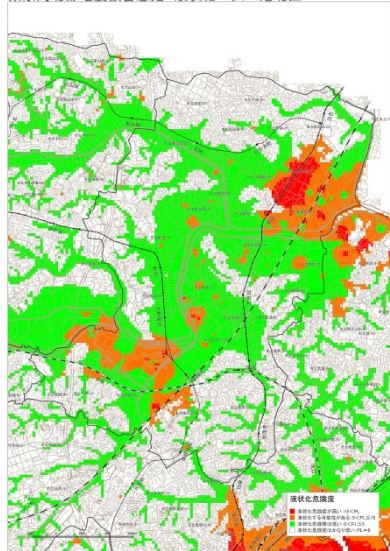
元禄型関東地震被害想定 液状化マップ：港北区



横浜市消防局 平成24年10月作成 横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

1:28000

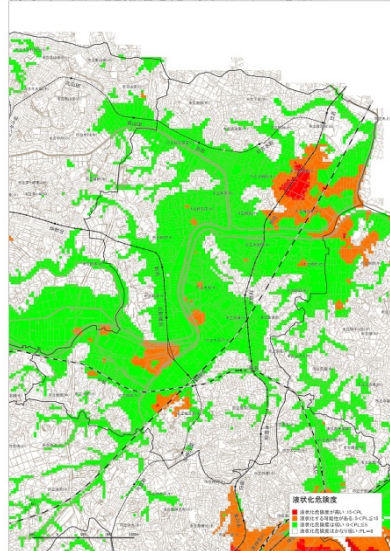
東京湾北部地震被害想定 液状化マップ：港北区



横浜市消防局 平成24年10月作成 横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

1:28000

南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ：港北区



横浜市消防局 平成24年10月作成 横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

1:28000

第3節 被害想定

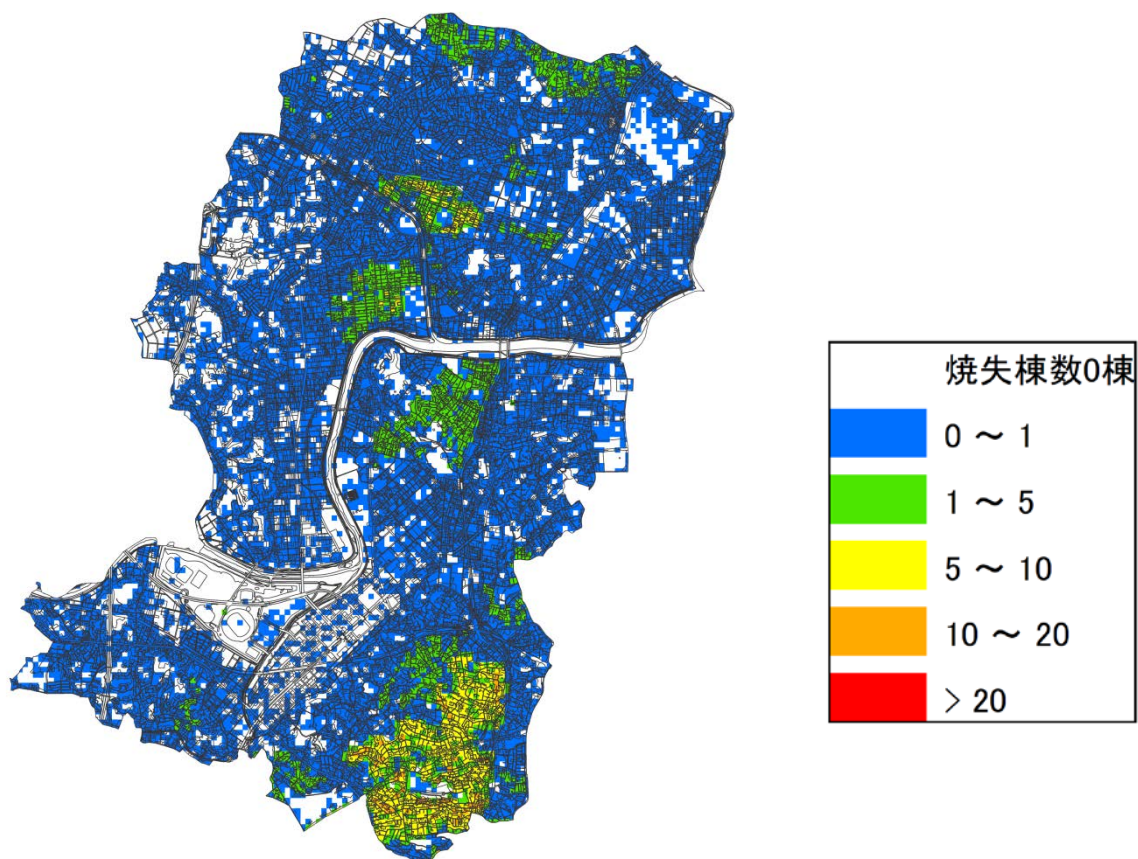
1 港北区の被害状況一覧

【平日 18 時を想定】

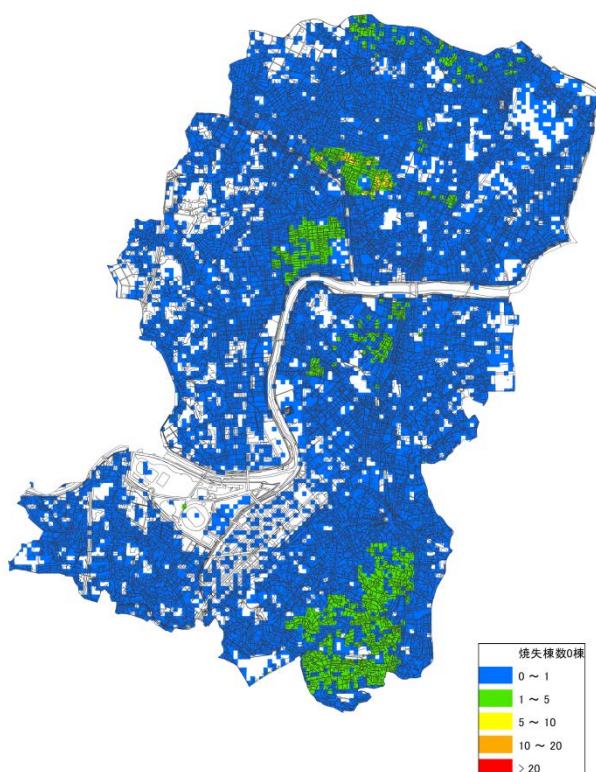
		元禄型関東地震	東京湾北部地震	南海トラフ巨大地震
横浜市	震 度	震度 5 強～7 (市内広い範囲で 震度 6 強以上の揺 れ)	震度 4～6 強	震度 5 弱～6 弱
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	137,100	28,477	2,407
	火災による焼失棟数(棟)	77,654	13,035	5
	建物の倒壊による死者(人)	1,695	217	3
	建物の倒壊による負傷者(人)	19,913	4,463	347
	火災による死者(人)	1,548	242	0
	火災による負傷者(人)	1,778	331	0
	避難者(人)	577,307	233,966	100,411
	上水道の断水世帯数(世帯)	398,835	234,187	92,930
	下水道の流下機能支障世帯数 (世帯)	72,912	34,329	19,856
	電力の停電世帯数(世帯)	266,246	62,498	91
	電話の不通世帯数(世帯)	54,144	13,055	13
	都市ガスの供給停止件数(件)	1,157,296	242,014	0
港北区	震 度	震度 5 強～7	震度 5 強～6 強	震度 5 弱～5 強
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	11,230	6,411	237
	火災による焼失棟数(棟)	6,467	2,259	1
	建物の倒壊による死者(人)	128	53	1
	建物の倒壊による負傷者(人)	1,687	927	34
	火災による死者(人)	133	44	0
	火災による負傷者(人)	162	60	0
	避難者(人)	53,404	50,052	8,458
	上水道の断水世帯数(世帯)	41,633	52,803	10,590
	下水道の流下機能支障世帯数 (世帯)	7,752	5,754	2,063
	電力の停電世帯数(世帯)	23,099	13,564	2
	電話の不通世帯数(世帯)	4,662	2,737	0
	都市ガスの供給停止件数(件)	132,628	0	0

2 港北区焼失棟数

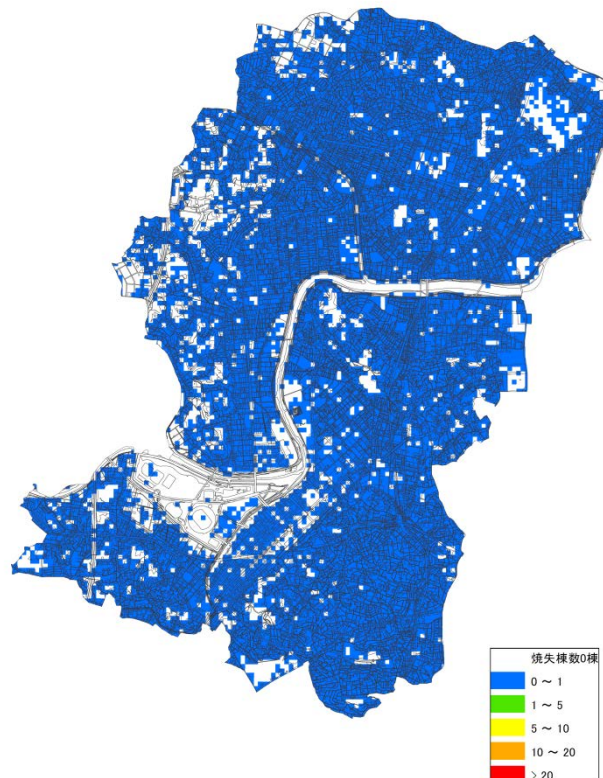
元禄型関東地震被害想定 焼失棟数マップ



東京湾北部地震被害想定 焼失棟数マップ



南海トラフ巨大地震被害想定 焼失棟数マップ



3 ライフラインの施設被害想定

(1) 上水道

	元禄型地震		東京湾北部地震		南海トラフ巨大地震	
	断水率 (%)	断水 世帯数	断水率 (%)	断水 世帯数	断水率 (%)	断水 世帯数
港北区	26.7	41,633	33.8	52,803	6.8	10,590
市内全体	25.0	398,835	14.7	234,187	5.8	92,930

(2) 下水道

	元禄型地震		東京湾北部地震		南海トラフ巨大地震	
	被害率 (%)	流下機能 支障世帯数	被害率 (%)	流下機能 支障世帯数	被害率 (%)	流下機能 支障世帯数
港北区	4.96	7,752	3.68	5,754	1.32	2,063
市内全体	4.13	72,912	1.84	34,329	1.22	19,856

(3) 電信電話

	元禄型地震		東京湾北部地震		南海トラフ巨大地震	
	不通率 (%)	不通 世帯数	不通率 (%)	不通 世帯数	不通率 (%)	不通 世帯数
港北区	3.01	4,662	1.77	2,737	0	0
市内全体	3.42	54,144	0.82	13,055	0	13

(4) 電力

	元禄型地震		東京湾北部地震		南海トラフ巨大地震	
	停電率 (%)	停電 世帯数	停電率 (%)	停電 世帯数	停電率 (%)	停電 世帯数
港北区	14.8	23,099	8.7	13,564	0	2
市内全体	16.7	266,246	3.9	62,498	0	91

(5) 都市ガス

	元禄型地震		東京湾北部地震		南海トラフ巨大地震	
	停止率 (%)	供給停止 件数	停止率 (%)	供給停止 件数	停止率 (%)	供給停止 件数
港北区	100	132,628	0	0	0	0
市内全体	82	1,157,296	17	242,014	0	0

4 帰宅困難者状況

単位(人)

	推定滞在者	帰宅困難者数			
		通勤	通学	私用(買い物他)	合計
港北区	238,590	31,548	9,507	6,330	47,385
市内全体	2,585,809	298,407	61,597	94,518	454,519

市内全体で約45万人の帰宅困難者が発生すると想定しています。港北区では、約4万7千人の人が帰宅困難となります。中でも通勤者が帰宅困難者となる割合が高くなっています。

さらに帰宅困難時には駅等に人が集まり、二次災害の発生が懸念されます。



第4章 区、区民及び事業者の基本的責務

第1節 行政の責務

区は、区民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を挙げて震災対策を講ずるとともに、区民の自主防災組織の充実を図るよう努めます。

第2節 区民の責務

区民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持ち、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止について配慮するとともに、最低3日分の食料、水、トイレパック、医薬品等の備蓄や非常持ち出し品の準備など、日頃から自主的に震災に備え、地域や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、防災力を高め、区が実施する防災に関する施策に協力することが区民の責務です。

さらに、地域の助け合いを大切にし、高齢者、障害者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう努めることが必要です。

第3節 事業者の責務

事業者の基本的責務として、事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料、水、トイレパック等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らなければならないが、また、区の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めます。

帰宅困難者対策として、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、施設に待機できるよう、環境整備を図ることが必要です。併せて、従業員等が震災対策に関する知識や技術を習得できるよう、防災訓練等に参加できる機会の提供に努めることが必要です。

第2部：災害予防計画

第1章 防災力の維持・強化

第1節 防災情報通信等の整備

1 危機管理システム

危機管理システムは、市危機管理室、各区役所、関係局を市内 LAN で結び、各種気象注意報・警報情報や地震情報等の受伝達及び市内で発生した被害の集計等を行うシステムを配備しています。

2 防災行政用無線網

災害等により電話や携帯電話が利用できない場合に備え、災害情報の早期伝達、被害情報や安否情報等の収集伝達を行うため、区役所、土木事務所及び各地域防災拠点等に防災行政用無線を整備しています。

3 災害時安否情報システム

災害時安否情報システムは、大規模災害などにおいて、地域防災拠点等に避難した方の安否情報（情報公開に同意した方のみ）を NTT レゾナント(株)の運営する J-anpi（安否情報まとめて検索）の WEB サイトに掲載し、インターネットで市民等がその情報を確認できるシステムです。

4 職員安否・参集確認システム

横浜市職員安否・参集確認システムは、参集事案が発生した際に、職員があらかじめ登録した各自の E メールアドレスに情報を配信し、職員が自身の安否情報及び動員見込み時間を報告することで、各職場においてそれらを一覧表で効率的に確認するためのシステムです。

5 特設公衆電話

避難者の安否確認等に活用するための通信手段として、地域防災拠点に特設公衆電話線を整備しています。整備した特設公衆電話は、地域防災拠点において他の通信手段が途絶した場合など、区災害対策本部との情報受伝達手段として必要に応じて活用します。

6 横浜市アマチュア無線非常通信協力会港北支部との連携強化

アマチュア無線、区災害対策本部と地域防災拠点間などの連絡手段として有効であることから、横浜市アマチュア無線非常通信協力会港北支部との連携を強化しています。

7 港北区防災情報アプリ

港北区防災情報アプリは、スマートフォンやタブレットにダウンロードすることで、防災マップや、学習用ツール等を閲覧することができるとともに、大規模災害発生時は、港北区からの緊急情報の受信や、地域防災拠点の開設状況の確認ができ、さらには通信途絶時においても GPS により現在地を確認し避難に役立てることができます。

8 複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備

大規模災害発生時には上記のほか、一般固定電話に優先して通信できる災害時優先電話、衛星携帯電話、デジタル簡易無線トランシーバー、省電力トランシーバーなどの他、あらゆる情報伝達手段を活用します。

第2節 消防の体制

1 港北消防署の体制

消防体制を確立するため、早期に消防ポンプ自動車災害現場に到着できるよう、区内には港北消防署と6箇所の消防出張所を配置しています。また、大規模地震発生時に予想される同時多発火災に対応するため、非常用消防車を保有しています。

2 消防団の体制

地域防災力の強化を図るため、港北消防団には活動拠点となる消防団器具置場に、震災対策用資機材を配備するとともに、基本装備である可搬式小型動力ポンプを配備しています。

第3節 防災備蓄計画

震災直後における物資確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を勘案し、市民の安全確保にかかわる食料、水、生活用品、資機材等の備蓄を進めます。

なお、発災後3日間は公的備蓄、家庭内備蓄等を併せて対応します。また、在宅医療資材の特殊品目については、自己備蓄を原則とします。

1 備蓄庫の整備

食料、水缶詰、防災資機材等は、地域防災拠点防災備蓄庫、区役所災害用備蓄庫、区役所分散保管場所（消防出張所備蓄庫）、方面別備蓄庫及び帰宅困難者用備蓄庫に備蓄されています。それぞれの役割、整備状況等は、次のとおりです。

区分	役割等	整備状況（平成31年3月）
地域防災拠点備蓄庫	1 地域住民の避難場所となる学校等に設置 2 防災資機材や避難生活用品、非常食等を備蓄	区内28箇所
区役所災害用備蓄庫	地域防災拠点への補給物資基地	港北区役所
区役所分散保管場所	1 区役所の分散保管場所として、消防出張所に備蓄 2 地域防災拠点への補給物資基地	日吉消防出張所(箕輪町1-1-8) 小机消防出張所(小机町1711-1)
方面別備蓄庫	1 各区への補給物資の補充基地 2 市域を大きく分割し、方面別に設置	岸根公園備蓄庫(岸根町725-1) センター北駅備蓄庫(都筑区)
帰宅困難者用備蓄庫	帰宅困難者用備蓄物資の保管場所として、主要駅付近に設置	大豆戸町帰宅困難者用備蓄庫

2 備蓄物資の整備

震災発生時には、一時的に被災区民の食料が不足することが予想されますが、国や他の自治体からの応援体制の迅速化が進んでいること、流通機構を活用し、早期に必要な物資の調達が期待できることを踏まえ、避難者1人あたりの2食分（乳児については3日分）を備蓄し、計画的に更新しています。

加えて、避難生活に必要な紙おむつ・紙パンツ、生理用品、トイレトペーパーや、冬季の発災に備えた高齢者・乳幼児・障害者用の毛布、アルミブランケットなどの生活用品等も備蓄します。

3 高齢者・乳幼児への対策

高齢者については、おかゆを1人あたり2食分備蓄するほか、スープを1人あたり1食分備蓄します。

乳児については、粉ミルク（アレルギー対応のものを含む）を、1人あたり1セット（3日分）備蓄をします。また、乳幼児用紙おむつに加え、紙パンツも備蓄します。

4 帰宅困難者への対策

帰宅困難者への支援として、1人あたり1食分の食料と水缶詰（350ml）、アルミブランケット1枚、トイレパック4回分を想定される人数に応じて備蓄します。

企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

第4節 水の確保

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要です。本市では、配水池と災害時給水所である災害用地下給水タンクに、飲料水を確保しているほか、水缶詰の備蓄等を進めています。

なお、水道局では各家庭で「1人1日3リットル、最低3日分で9リットル以上の飲料水」の備蓄促進を広報するとともに、備蓄用として1本500mlの水の缶詰「横浜水缶」を箱単位で販売しています。

1 配水池

配水池では、震度5強以上の地震が発生し、配水池の水位が設定水位以下となった場合、配水池の2槽のうち1槽の緊急遮断弁が閉じられ、飲料水が確保されます。

なお、もう1槽は、消火用水などに使用するため開放しておきます。

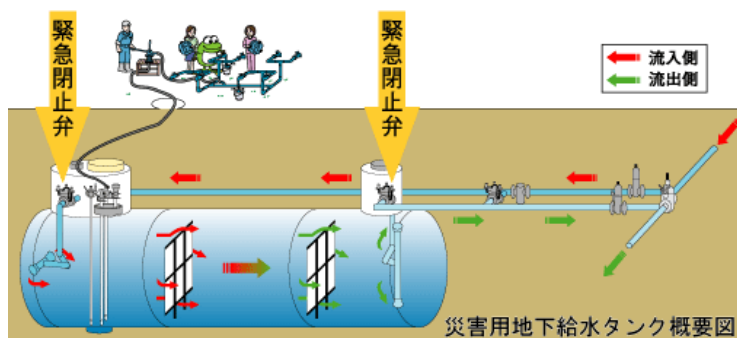
2 災害用地下給水タンク

災害用地下給水タンクは、平常時は配水管の一部として水道水が流れていますが、地震により配水管の水圧が下がると流入・流出の弁が閉まり、飲料水を貯留する構造になっています。

市域全体が均一となるよう、おおむね半径1キロメートルを基準として、地域防災拠点等の小・中学校を中心に整備しています。

なお、災害用地下給水タンクは、原則として市民の共助により応急給水装置を設置し、必要な飲料水を確保するための施設となっています。また、状況に応じて、横浜市管工事共同組合が開設の補助を行います。共助による応急給水体制を支援するため、平常時から地域と災害用地下給水タンクにおける応急給水訓練を実施しています。

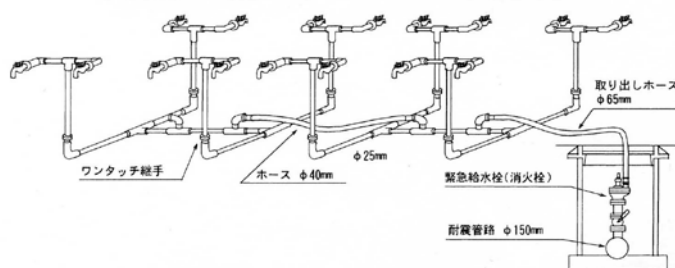
区分	設置場所
100m ³	コンフォール南日吉
	新羽高校
60m ³	横浜アリーナ
	樽町中学校
	大綱中学校
	新田中学校
	下田小学校
	篠原西小学校
	新田小学校
	新吉田第二小学校
	日吉台小学校
	小机小学校



3 緊急給水栓

災害時、地震に強い管に臨時の給水装置を取り付けて給水する施設で、発災後おおむね4日目以降に水道局職員が断水状況を踏まえて、順次、仮設の蛇口を設置していきます。

緊急給水栓（消火栓）からの応急装置設置図



設置場所				
小机小学校	新吉田第二小学校	日吉台小学校	新田小学校	篠原西小学校
大曽根小学校	矢上小学校	太尾小学校	日吉南小学校	北綱島小学校
城郷小学校	綱島東小学校	港北小学校	新田中学校	樽町中学校
高田小学校	大綱中学校	新羽中学校	篠原中学校	武相学園
横浜アリーナ	日吉台中学校	日吉台西中学校	港北区総合庁舎	菊名町公園
港北水再生センター	慶應大学ラグビー場	グリーンサラウンドシティ		

4 耐震給水栓の整備

耐震給水栓とは、管路が耐震化された常設の屋外水飲み場です。水飲み場の蛇口をひねるだけで水がでるため、応急給水装置の設置や指導局職員による開栓の必要がないため、発災初日から使用可能です。耐震給水栓は、応急給水施設がない地域防災拠点に、順次整備します。

耐震給水栓設置校	設置予定校
新吉田小学校	大綱小学校・大豆戸小学校

5 水缶詰の備蓄

地域防災拠点、区役所、帰宅困難者一時滞在施設等に、水缶詰（350ml）を備蓄しています。

6 災害応急用井戸の指定、活用

区内の利用が可能な井戸を災害応急用井戸に指定し、洗浄水などの生活用水（飲用ではありません）として、所有者の協力を得て活用します。

7 その他

(1) 受水槽水の活用

設置者等に、受水槽水が震災時に活用できることを啓発し、受水槽からの給水方法を周知します。

なお、地域防災拠点については、災害用地下給水タンク等がなく受水槽が活用可能な拠点を中心に、簡易給水栓を整備しています。

(2) 消火栓の活用

災害用地下給水タンクや緊急給水栓がなく、受水槽の活用もできない地域防災拠点については、水道局職員による点検確認後に消火活動に影響のない場合に限り、拠点周辺の消火栓を活用します。

【災害時給水マップ】



第5節 ペット対策資機材等

負傷した犬猫の保護や避難者が地域防災拠点等にペットを連れてきた場合に備え、ペット飼育用ケージ1,646個（全市分）を健康福祉局（動物愛護センター他）、各区区役所生活衛生課及び動物病院に備蓄し、飼い主は震災に備え、平常時からケージ等の保有に努めます。

また、健康福祉局動物愛護センター及び区役所生活衛生課では、日頃から災害時のペット対策として、①飼い主の明示（鑑札・マイクロチップの装着等）、②基本的しつけ、③健康管理、④ケージ、ペットフードや水等の避難用具の確保、⑤ペットの預け先の確保等について普及啓発に努めるとともに、「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、地域防災拠点等での飼育ルールづくりや飼育場所などの事前準備について積極的に支援・助言をします。

第2章 避難場所等

第1節 地域防災拠点（指定避難所）

1 指定避難所及び指定緊急避難場所

(1) 指定避難所

指定避難所は、災害対策基本法第49条の7に基づき、被災した市民等が一定期間滞在する場として、良好な生活環境が確保され、円滑な救助活動が実施できる施設である身近な小中学校等（地域防災拠点）を指定しています。

(2) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4に基づき、東日本大震災の教訓等を踏まえ、指定避難所である地域防災拠点の避難場所機能（立ち退き避難する場所としての可否）を明確にすることを目的とし、地域防災拠点に指定している学校を指定することとしています。

2 地域防災拠点の役割

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった地域の住民が避難し、一定期間生活する震災時避難所として、区民に身近な小中学校のうち、28箇所を指定しています。

また、地域防災拠点は、在宅被災者支援のための情報発信拠点、住民による救助・救護活動拠点、及び他都市からの救援物資などの配布場所としての機能を備えています。（「港北区防災マップ」参照）

なお、地域防災拠点の避難地区は事前に区割りしていますが、実際に大規模地震が発生したときには、地域外からの住民も状況に応じて受け入れます。

【港北区地域防災拠点】

1	城郷小学校	烏山町 814	15	北綱島小学校	綱島西 5-14-40
2	小机小学校	小机町 1382-10	16	綱島東小学校	綱島東 3-1-30
3	城郷中学校	小机町 325	17	日吉台小学校	日吉本町 1-34-21
4	港北小学校	菊名 2-15-1	18	日吉南小学校	日吉本町 4-2-6
5	篠原小学校	篠原東 3-27-1	19	矢上小学校	日吉 3-23-1
6	篠原西小学校	篠原町 1241-1	20	駒林小学校	日吉本町 2-51-1
7	菊名小学校	菊名 5-18-1	21	下田小学校	下田町 4-10-1
8	大豆戸小学校	大豆戸町 759	22	新田中学校	新吉田東 5-25-1
9	大綱小学校	大倉山 4-2-1	23	新吉田小学校	新吉田東 6-44-1
10	太尾小学校	大倉山 7-34-1	24	新吉田第二小学校	新吉田町 491-1
11	大曽根小学校	大曽根 2-31-1	25	高田中学校	高田町 2439
12	師岡小学校	師岡町 986	26	高田東小学校	高田東 2-33-1
13	樽町中学校	樽町 4-15-1	27	新田小学校	新吉田町 3226
14	綱島小学校	綱島西 3-11-1	28	新羽小学校	新羽町 1452-2

3 施設等の整備

(1) 地域防災拠点案内表示板の設置

港北区では、地域防災拠点の役割や避難地区の区割り、避難者による拠点の自主運営、自助による災害への備えの必要性などを標記した案内表示板を、区内28拠点に設置しています。



(2) 情報受伝達手段

一般固定電話による通信が困難な場合に備え、被害情報や避難情報など各種情報の受伝達手段として、防災行政用無線（デジタル移動無線機）、特設公衆電話等を各地域防災拠点に配置しています。

(3) 防災備蓄庫

地域防災拠点には防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品等を備蓄しています。

また、港北区独自の備蓄として、長期避難生活における避難者のストレス軽減を図り、震災関連死を防止するための備品の整備を進めます。

ア 避難者のストレス軽減のための備蓄品目

備品名	数量/拠点	使用目的	備考
自動ラップ式簡易トイレ	1基	トイレのストレス緩和及び衛生面の確保	32年度整備完了
段ボールベッド	5床	感染症、エコノミークラス症候群等の防止	32年度整備完了
エアマット	1200枚	床面の固さや寒さの軽減	31年度整備完了
パーティション	2基	プライバシー空間の確保	
かご台車	2台	収納スペース及び搬出入の機動性確保	



【自動ラップ式簡易トイレ】



【段ボールベッド】



【エアマット】



【パーティション】



【かご台車】

イ 地域防災拠点備蓄品目及び数量一覧表<標準例>

区分	品 目		数 量	備 考
食料・水	主食系	クラッカー	1,000 食	
		缶入り保存パン	1,000 食	
	おかゆ		460 食	高齢者及び乳幼児用
	スープ		220 食	高齢者用
	粉ミルク・ほ乳瓶		19 セット	乳児 1 人あたり 1 セット (3 日分)
	水缶詰		2,000 缶	
生活用品		高齢者用紙おむつ	210 枚	
		乳幼児用紙おむつ・紙パンツ	1,350 枚	
		生理用品	425 個	
		トイレトペーパー	192 巻	
		移動式炊飯器/ガスかまどセット	1 台	小学校…移動式炊飯器 中学校…ガスかまどセット
		毛布	240 枚	
		アルミブランケット	240 枚	
		組立式仮設トイレ	2 基	
		簡易トイレ便座	6 基	
		トイレパック	5,000 セット	避難者の 5 回分
		簡易式テント	2 基	着替えや授乳スペースの確保のため
		L E D ランタン	80 台	停電時の照明用
		ラジオ	2 台	災害時の情報収集用
		デジタル移動無線延長コード	1 セット	情報受伝達を円滑にするため
	防災電話機 (デジタル移動無線)	1 台	職員室外側などに設置されたモジュラージャックに差し込むことにより通信可能	
	トランシーバー	2 台	地域防災拠点内での連絡調整用	
救護用品		リヤカー	2 台	
		グランドシート	10 枚	
		給水用水槽	1 個	
		松葉杖	5 組	
		保温用シート	150 枚	
救助用品		発電機	6 台	ガソリン式発電機 5 台 ガス式発電機 1 台 (計 6 台)
		投光機	5 台	
		エンジンカッター	2 台	皮手袋、防塵メガネがセット
		油圧ジャッキ	1 台	またはガレージジャッキ 5 台
		掛け矢	2 個	
		担架	10 本	
		ポール (応急担架用)	10 本	
		金属梯子	1 本	
		ハンドマイク	2 個	
		ヘルメット	10 個	
	つるはし、大ハンマー、スコップ、ロープ、大バール、ワイヤーカッター、大なた、のこぎり、てこ棒	各 5 本		
他	ビブス (青/橙)	各 10 枚	運営委員会用 (橙)、ライセンスリーダー用 (青)	

ウ 防災備蓄庫設置場所

校庭					校舎	その他
城郷小	城郷中	小机小	港北小	篠原小	新吉田 (校舎1階)	矢上小 (校庭下及び 校舎2階)
篠原西小	菊名小	大豆戸小	大綱小	太尾小		
大曽根小	師岡小	樽町中	綱島小	北綱島小	下田小 (校舎1階)	高田中 (高田小)
綱島東小	日吉台小	日吉南小	駒林小	新田中		
新吉田第二小	高田東小	新田小	新羽小			

(4) 水洗トイレ機能の確保

校舎内のトイレが機能するよう、校舎の新・改築工事及び改修工事に併せ排水設備の耐震強化を実施します。

(5) 多目的トイレの整備

女性、乳幼児、高齢者、障害者等に配慮し、地域防災拠点に多目的トイレを整備しています。

(6) 下水直結式仮設トイレ用下水道管の設置

地域防災拠点に公共下水道に繋がる下水直結式仮設トイレ用下水道管を順次整備します。

設置校					
大綱小学校	大曽根小学校	菊名小学校	駒林小学校	篠原小学校	篠原西小学校
綱島東小学校	太尾小学校	新羽小学校	北綱島小学校	新吉田第二小学校	小机小学校
日吉南小学校	新田小学校	新吉田小学校	樽町中学校	新田中学校	

(7) 飲料水の確保

水缶詰等の備蓄以外に飲料水を確保するための対策は次のとおりです。

ア 災害用地下給水タンク

地域防災拠点の市立学校等を中心に設置（「第2部第1章第4節2 災害用地下給水タンク」を参照）しており、通常配水管の一部として水道水が流れている地下式の貯水槽で、水圧が下がると流入、流出の弁が閉まり、飲料水が貯留される構造になっています。

なお、災害用地下給水タンクは、原則として市民により応急給水装置を設置し、必要な飲料水を確保するための施設となっています。また、状況に応じて、横浜市管工事協同組合が開設の補助を行います。

イ 緊急給水栓

緊急給水栓は、地域防災拠点の市立学校等を中心に設置しています。（「第2部第1章第4節3 緊急給水栓」を参照）

災害時、地震に強い管に緊急給水装置を取り付けて給水する施設で、おおむね発災4日目以降に水道局職員及び横浜市管工事協同組合が断水状況を踏まえて、順次、緊急給水装置を取り付けます。

ウ 地域防災拠点の受水槽（簡易給水栓）

災害用地下給水タンク等がなく受水槽が活用可能な拠点を中心に、災害時に飲料水として活用できるように、受水槽の排水管に簡易給水栓を取り付ける整備をしています。

設置校				
城郷小学校	大曽根小学校	綱島小学校	菊名小学校	駒林小学校
篠原小学校	綱島東小学校	師岡小学校	高田東小学校	新羽小学校
北綱島小学校	日吉南小学校	高田中学校	城郷中学校	

(8) ヘリサイン計画

ヘリコプターによる救援活動を円滑に行うために、上空からの視認ができるよう地域防災拠点である学校の校舎屋上に、学校名を表示しています。

(9) 災害対策LPガスボンベの常備

地域防災拠点として指定されており、通常の学校活動で都市ガスを使用している中学校に対し、「L Pガスボンベ庫」を設置し、L Pガスボンベを常備しました。また、L Pガスを使用している学校については、災害時にガスが安全に取り出せるよう、既存のL Pガスボンベ庫にガスの取出し口である「災害時対応ユニット」を整備しました。災害時のL Pガスの供給に関する協定を見直し、発災時及び日常の防災訓練時に対応する業者をあらかじめ優先順位を決めて指定し、日常の訓練から発災時まで、一貫して専門業者と連携することにより、拠点の災害時対応能力を高めました。

設置校			
高田中学校	新田中学校	城郷中学校	樽町中学校

(10) 電力の確保

地域防災拠点として指定されている市立学校において、平成28年度からスマートレジリエンス・バーチャルパワープラント構築事業の実証により、発災時の電力確保のために蓄電池を設置しています。今後も実証成果を基に、市内の防災性の向上のため、蓄電池の設置校を拡充します。

設置校						
下田小学校	高田中学校	日吉台小学校	矢上小学校	駒林小学校	日吉南小学校	北綱島小学校
綱島東小学校	綱島小学校	大豆戸小学校	菊名小学校	篠原西小学校	篠原小学校	

4 地域防災拠点の開設

地震による揺れからの避難者を受け入れるため、市内1箇所以上で震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したときは、全ての地域防災拠点を開設します。

※ 地域防災拠点の開設の詳細は「第3部第7章被災者等の避難対策」を参照

第2節 いつとき避難場所

いつとき避難場所は、自治会町内会等が事前に選定する任意の避難場所（地域の組や班の単位ごとに安否確認や避難行動ができるよう、地域の生活圏と関連した避難者の安全が確保できる場所）で、広域避難場所や地域防災拠点へ避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認するほか、広域避難場所等へ避難するために地域住民が集まる場所です。（広域避難場所や地域防災拠点に避難する必要がない場合は、自宅等に戻ります。）

項目	選定基準の内容
いつとき避難場所の選定基準	1 避難行動は、地域単位ごとに集団で行動できるよう、地域の生活圏と関連した場所とすること。 2 小公園等で、地域単位で集団を形成するため、避難者の安全がある程度確保できるスペースを有すること。

第3節 広域避難場所

地震に伴い大火災が発生し延焼拡大した場合、火災の放射（ふくしゃ）熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所として、大規模公園や団地などの空地を指定しています。

広域避難場所での避難時間は、放射熱や煙が収まるまでで、長くても数時間程度と想定しています。広域避難場所には、食料や飲料水などは備蓄していません。避難生活を必要とする場合は地域防災拠点が中心となります。

港北区広域避難場所			
高田小学校一帯	慶應義塾大学	コンフォール南日吉一帯	新羽小・中・高校一帯
港北高校一帯	岸根公園	新横浜駅前及び横浜国際総合競技場一帯	三ツ池公園（鶴見区）

第4節 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定します。

福祉避難所を確保するため、施設所在地の区と社会福祉施設等にてあらかじめ協定を締結するとともに、「横浜市社会福祉施設等災害時福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱」等に基づき、避難生活に必要な食料、水、生活用品等を備蓄します。

※市立特別支援学校は、在籍児童生徒及びその保護者が避難する場所となっています。

港北区 福祉避難所一覧（平成31年3月時点）

施設種別	福祉避難所	住所
地域ケアプラザ	新吉田地域ケアプラザ	新吉田町 6001-6
地域ケアプラザ	篠原地域ケアプラザ	篠原東 2-15-27
地域ケアプラザ	高田地域ケアプラザ	高田西 2-14-6
地域ケアプラザ	下田地域ケアプラザ	下田町 4-1-1
地域ケアプラザ	大豆戸地域ケアプラザ	大豆戸町 316-1
地域ケアプラザ	樽町地域ケアプラザ	樽町 1-22-46
地域ケアプラザ	城郷小机地域ケアプラザ	小机町 2484-4
地域ケアプラザ	日吉本町地域ケアプラザ	日吉本町 4-10-A
地域ケアプラザ	新羽地域ケアプラザ	新羽町 1240-1
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム ワゲン新横浜	大豆戸町 724-4
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 新横浜さわやか苑	大豆戸町 572-5
特別養護老人ホーム	新横浜パークサイドホーム	新横浜 1-22-4
特別養護老人ホーム	港北みどり園	新吉田町 6051
特別養護老人ホーム	第2新横浜パークサイドホーム	新横浜 1-2-6
特別養護老人ホーム	ニューバード	新羽町 2530-4
特別養護老人ホーム	新吉田	新吉田町 5728-1
短期入所生活介護	ショートステイセンターすいらん	下田町 4-1-2
短期入所生活介護	ショートステイココファン日吉	日吉本町 4-10-50
介護老人保健施設・その他の福祉施設	横浜市総合保健医療センター	鳥山町 1735
介護老人保健施設	新横浜介護老人保健施設カメラア	新羽町 4076-5
介護老人保健施設	ベルディーナ高田	高田西 3-1-12
介護老人保健施設	ナーシングプラザ港北	新吉田町 3170
介護老人保健施設	ウェルケア新吉田	新吉田町 6028-1
老人福祉センター	菊名寿楽荘	菊名 3-10-20
高齢者グループホーム	高齢者グループホーム カメラア壱番館	新羽町 3954-7
高齢者グループホーム	高齢者グループホーム カメラア弐番館	新羽町 4092-1
高齢者グループホーム	高齢者グループホーム・セレッソ日吉	日吉本町 3-26-17
認知症対応型共同生活介護	ライフケア@しんよこはま	鳥山町 1047-1
認知症対応型共同生活介護	花物語こうほくナーシング	篠原町 3093-1
認知症対応型共同生活介護	オクセン	樽町 2-10-26
特定施設入居者生活介護	カーサプラチナ日吉	箕輪町 3-2-7
特定施設入居者生活介護	ニチイホーム 菊名	菊名 6-20-42
特定施設入居者生活介護	コミュニティハウス すいとぴー 新横浜	北新横浜 2-3-6
サービス付き高齢者向け住宅	ココファン日吉7丁目	日吉 7-6-21
看護小規模多機能型居宅介護	花織こうほく	篠原町 3093-1
小規模多機能型居宅介護	こもれびの郷	篠原東 1-5-20
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム びわの樹	新吉田東 8-44-38
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能フェローズしのはら	篠原町 2793-2
障害者支援施設	花みずき	新吉田町 6001-1
障害者支援施設	横浜らいず	新吉田町 6001-6
障害者地域活動ホーム	しんよこはま地域活動ホーム	大豆戸町 518-6
障害者地域活動ホーム	港北区障害者地域活動ホームしもだ	下田町 6-31-8
障害者地域活動ホーム	港北区障害者地域活動ホームともだちの丘	師岡町 1160-44

障害者福祉施設	港北福祉授産所	箕輪町 2-4-41
地域活動支援センター障害者地域作業所	いろえんぴつ大倉山駅前	大倉山 3-1-3 ポルターゼビル 3F
地域活動支援センター障害者地域作業所	ごぼうハウス	鳥山町 1033
地域活動支援センター障害者地域作業所	ばんぱかパン	新吉田東 6-48-8 グリーンピース 1F
障害福祉サービス事業所	いろえんぴつ	菊名 7-3-27
障害福祉サービス事業所	いろえんぴつ大倉山	大倉山 3-6-3 第2ササビル 2F
障害福祉サービス事業所	木の花	新吉田町 5709-2
障害福祉サービス事業所	ちいさな種	北新横浜 1-3-10
障害福祉サービス事業所	わーくす太尾	大倉山 4-28-14 ウィステリア大倉山 2F
障害福祉サービス事業所	ほっと・館 宇宙	新羽町 4095-1
放課後デイサービス事業所	ぼっこ ぼっこ	樽町 1-30-14 1F
障害者グループホーム	よつばホーム	新吉田町 5623-1
障害者グループホーム	第2よつばホーム	新吉田町 5646
障害者グループホーム	G H鳥山	鳥山町 1033
障害者グループホーム	えある	大曾根 1-20-16
障害者グループホーム	四季	鳥山町 485 1F
障害者グループホーム	ふれんず	高田東 1-12-14 1F
障害者グループホーム	登龍	箕輪町 2-18-6 1F
障害者グループホーム	ラルゴ式号館	箕輪町 2-18-6 2F
障害者グループホーム	Kすぺーす	大倉山 4-28-14 ウィステリア大倉山 1F
障害者グループホーム	風 (ふう)	高田西 4-27-20 1F
障害者グループホーム	ふる～る	新吉田町 5709-2
障害者グループホーム	奏 (かなで)	鳥山町 485 2F

第3章 緊急輸送体制の確保

第1節 緊急輸送路の指定

震災が発生した場合、道路交通の混雑が予想されます。救命救急活動、消火活動、医薬品・食料・飲料水等緊急物資の運搬を無駄なく速やかに行うためには、緊急車両のための道路の通行機能を確保することがきわめて重要です。

市内の災害応急対策活動に必要となる物資や機材、人員などを市域内や県外から広域的に運ぶために、他の都市と市内の防災拠点等を有機的に結びつける必要から、次の道路を緊急輸送路として指定しています。

1 緊急輸送路第一次路線

規模の大きい幹線道路や一般国道からなる広域的ネットワークの重要路線で、輸送の骨格をなす道路です。緊急輸送路第一次路線は、他都市から災害対策を支援するための主要な搬入路となります。

2 緊急輸送路第二次路線

緊急輸送路第一次路線を補完し、地域内での災害救助活動に使用する道路です。不測の事態の場合に緊急輸送路第一次路線の代用とするほか、緊急輸送路第一次路線から区内の防災拠点へと順次連結していくための重要な道路となります。

3 土木事務所長選定路線

緊急輸送路第一・二次路線のほか、地域の輸送上必要な路線として、土木事務所長が指定しています。

緊急輸送路第一次路線	緊急輸送路第二次路線	土木事務所長選定路線
国道 466 号（第三京浜道路）	県道 2 号東京丸子横浜	県道 140 号川崎町田
県道 2 号東京丸子横浜	県道 140 号川崎町田	宮内新横浜線
県道 102 号荏田綱島ほか	県道 106 号子母口綱島	鶴見駅三ツ沢線
環状 2 号線	県道 13 号横浜生田	
市道新横浜元石川線ほか	県道 140 号川崎町田	
県道 12 号横浜上麻生ほか		
県道 106 号子母口綱島ほか		

第2節 建設業協会との連携

港北土木事務所と社団法人横浜建設業協会（港北区会）は、「災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」、「大規模地震時における道路啓開及び応急対策の支援活動に関する協定」等に基づき、災害時における緊急巡回、緊急点検、緊急措置及び道路啓開を円滑に行うため、定期的に連絡体制の確認、訓練を行っています。

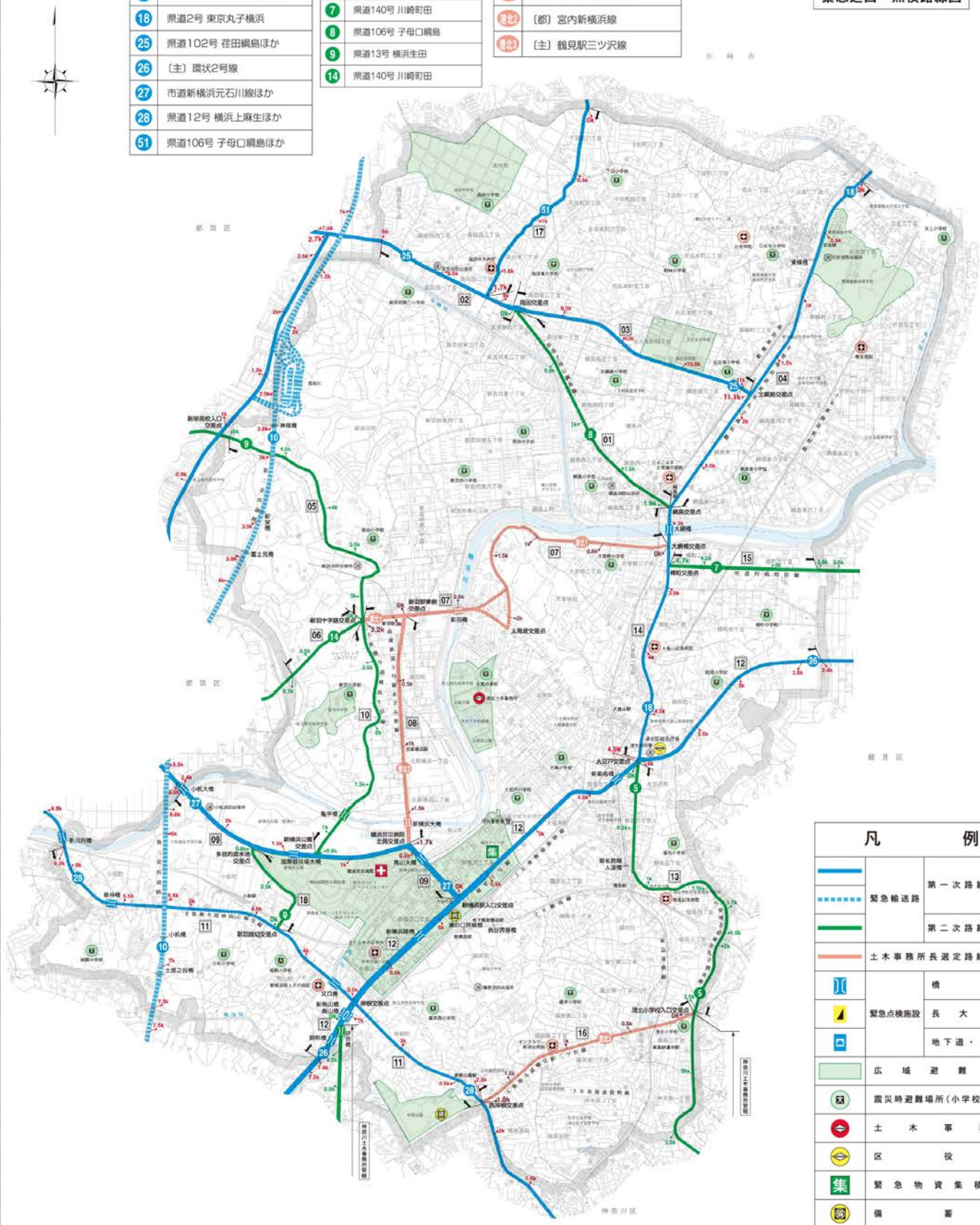
【緊急輸送路路線図】

緊急輸送路第一次路線名	
10	国道466号(第三京浜道路)
18	県道2号 東京丸子横浜
25	県道102号 荏田綱島ほか
26	[主] 環状2号線
27	市道新横浜元石川線ほか
28	県道12号 横浜上麻生ほか
51	県道106号 子母口綱島ほか

緊急輸送路第二次路線名	
5	県道2号 東京丸子横浜
7	県道140号 川崎町田
8	県道106号 子母口綱島
9	県道13号 横浜生田
14	県道140号 川崎町田

土木事務所長選定路線	
港北1	県道140号 川崎町田線
港北2	(都) 宮内新横浜線
港北3	[主] 鶴見駅三ツ沢線

港北区
緊急巡回・点検路線図



凡 例			
	第一次路線	市管理	
	緊急輸送路	市管理外	
	第二次路線	市管理	
	土木事務所長選定路線	市管理	
	橋	梁	
	緊急点検施設	長大法面	
		地下道・トンネル	
	広域避難場所		
	震災時避難場所(小学校・中学校)		
	土木事務所		
	区役所		
	緊急物資集積場所		
	備蓄庫		
	災害時拠点病院		
	主な病院 [病院名]		
	警察署		
	消防署・消防出張所		

第4章 災害に強い人づくり

震災による被害を軽減するためには、区民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持って、地震に関する正しい知識を持ち、地震時に落ち着いて行動できる力を身につけることが重要です。

このため、本市職員及び区民の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練等を反復・継続することにより「災害に強い人づくり」を推進します。

この章では、「災害に強い人づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 自助、共助、公助による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要です。そのため、本市では、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

1 「自助」「共助」「公助」の定義

- ・「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- ・「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全を守るために最も効果的な方法です。
- ・「公助」とは、市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割と取組

「自助」「共助」「公助」は、互いに連携することが大きな減災につながります。

そのため、状況に応じて変化する各主体の役割を明らかにするとともに、各主体が連携することは、減災を推進する上で重要となります。「発災前」、「救助・救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、各主体に求められる役割や取組の主なものは次の表のとおりです。

時間軸による「自助」「共助」「公助」の主な役割や取組

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降）
自助	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 家族等との連絡方法の確認 災害危険箇所・避難所等の確認 防災訓練への積極的な参加 基本的な防災知識の習得 食料・飲料水等の備蓄 帰宅困難者にならないための事前の備え（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所への避難、在宅の被災生活 災害関連情報の収集 帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難） 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の補修、建て替え 疎開
	共助	<ul style="list-style-type: none"> 災害危険箇所・避難所等の確認 いっとき避難場所の選定 近隣住民の安否確認方法の確認 災害時要援護者の見守り 防災訓練の実施 町の防災組織による住民への普及啓発 →地域の防災力の向上（自助の取組を支援） 食料・物資の協定（事業所と地域間等） 災害教訓の伝承 町の防災組織による活動計画の作成 帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） ・従業員への教育 ・食料・飲料水等の備蓄 ・滞在スペースの準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民や自主防災組織による初期消火 近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認 避難誘導 地域住民による避難所運営 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 要援護者の被災生活の支援 災害関連情報の収集 町の防災組織、地域防災拠点運営委員会への協力 在宅被災者に対する個別的な支援活動 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力 協定による食料・物資の提供（事業所と地域間等） 帰宅困難者一時滞在施設の開放 一斉帰宅の抑制
公助		<p>ハードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の耐震強化（避難場所の確保・指定） 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 津波対策 ・防潮堤、護岸の整備、 ・海拔標示 ・津波警報伝達システムの整備 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童生徒の留め置き計画 <p>制度・仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 津波対策 ・津波からの避難に関するガイドラインの策定 ・津波避難施設の指定 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童生徒の留め置き計画 <p>知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 ・町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上 災害教訓の伝承の取組への支援 地区防災計画の作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> 市・区災害対策本部の設置 被害情報の集約 行政機関への応援要請 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 消防隊、消防団による消火活動 消防隊、応援隊による救助・救急活動 遺体の取扱い・火葬 応急給水、食料、生活必需品の供給 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）復旧対応 救援物資の要請、受入れ・配分 応急危険度判定の実施 被災者の住宅確保・応急修理 避難所の支援 災害関連情報の広報 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） 緊急交通路・緊急輸送路の確保 災害廃棄物の処理（解体・有害廃棄物） 応急医療の実施 ・災害拠点病院その他医療機関での負傷者受け入れ ・医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療等 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者対策滞在施設への避難誘導 学校児童生徒の留め置き 臨時休校措置

第2節 防災意識の高揚

1 区民への防災意識、減災行動の普及

区、消防署等の防災関係機関は、区民、地域、事業者等を対象として、次に掲げる方法により、防災意識の高揚や減災行動等について普及に努めます。

- (1) 防災マップ、防災パンフレット、啓発資料等の広報資料の作成・配布
- (2) 防災講演会など、啓発イベントの実施
- (3) 区役所ホームページ、広報よこはま等を活用した広報
- (4) 区連会及び地域防災拠点運営委員会に対する情報提供
- (5) 防災減災推進研修（支援編）、防災キャラバン等、地域防災の取組み支援

2 横浜防災ライセンス

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を受講した防災ライセンスリーダーは、知識や技術等を生かし、地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練等の場でのリーダーとなり、地域の中で活躍することにより、地域防災力の向上を図ります。

防災ライセンスには、次の3種類があります。

- (1) 避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」
- (2) 救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」
- (3) 各リーダーを目指す市民を指導する「資機材取扱指導員」

ライセンス	取り扱う防災資機材
①生活資機材取扱リーダー	移動式炊飯器・応急給水栓・組立式仮設トイレ
②救助資機材取扱リーダー	エンジンカッター・レスキュージャッキ・発電機・投光機
③資機材取扱指導員 (①、②の指導者)	生活資機材及び救助資機材

3 学校防災教育の推進

児童生徒の防災に対する知識を深めるとともに、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方、清掃などの身近なボランティア活動等について、教育計画に基づき、体系的・継続的な学校防災教育を推進します。

また、学校とPTAの協力による訓練等の実施や、地域の防災訓練への子どもの参加を促していきます。

4 家庭防災員

防火・防災に関し必要な知識及び技術を身につける研修により、地域における防災の担い手として活躍できることを目指します。

第3節 日頃からの区民の備え

項目	主な内容
区民の備えるべき項目	<ol style="list-style-type: none">1 日頃から出火防止措置の推進に努める。2 消火器などの消火用具を準備しておく。3 建物の耐震化や不燃化に努める。4 家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置を講じる。5 危険なブロック塀などの改善に努める。6 感震ブレーカー等を設置し出火防止に努める。7 最低3日分の食料や水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等を備蓄するとともに、非常持出品を準備しておく。8 家族で震災時の役割分担、避難場所の確認や連絡方法などを話し合っておく。9 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備しておく。10 防災知識を高めるとともに、防災訓練等に積極的に参加し、防災行動力を高める。

第4節 区民の防災活動の促進

1 住宅用火災警報器等及び消火器の設置

火災の早期発見に効果的な住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、すべての住宅への住宅用火災警報器の設置と維持管理の徹底を推進します。また、初期消火による火災の拡大防止を図るため、家庭での消火器の設置を推進します。

2 消火活動等の共助体制の強化

火災による被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火が重要です。火災の状況によっては、大きな声で隣近所に声をかけ、協力して消火活動にあたる必要があります。

また、倒壊した家屋からの被災者の救出なども地域の助け合いが大きな力を発揮します。

市民の一人ひとりが「自らの身は、自らで守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持ち、地域の助け合いを基本とした共助体制の強化に努めます。

第5節 防災訓練の実施

1 訓練の目的

区民、事業所、防災ボランティア、防災関係機関の連携の強化と、災害対応力の強化を目的として、初動対応や情報受伝達等の個別訓練や図上訓練の実施に努めます。

2 区職員に対する訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、すべての職員を対象として、災害時の役割を認識するための実践的な訓練を繰り返し実施します。

また、地域防災拠点運営委員会が実施する訓練に、当該拠点の拠点動員者が参加し、地域防災拠点の開設・運営支援について理解するとともに、地域との連携強化や実践力の向上に努めます。

第6節 ボランティアとの協力体制の確立

1 ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、医師や応急危険度判定士などそれぞれ専門的な知識や資格などを要する「専門的ボランティア」と、避難所支援、清掃、物資の仕分けなど特別の資格等を必要としない「一般ボランティア」に区分されます。

「一般ボランティア」に係る活動調整は、災害ボランティアセンターが実施し、「専門的ボランティア」の活動調整は各所管局が実施します。

項目	専門的ボランティア	一般ボランティア
ボランティアの活動分野	1 応急医療・保健・福祉・衛生等に関する業務（高齢者・障害者の看護、こころのケア、口腔ケア含む） 2 手話、要約筆記、通訳 3 理容師・美容師 4 獣医師等（ペットの保護・収容・移送等） 5 児童福祉施設等の支援 6 アマチュア無線技士等 7 外国語支援（通訳・翻訳） 8 その他専門的知識・技能を要する活動等	1 避難場所支援 2 清掃（泥出し・片付け・美化活動） 3 物資支援 4 食事支援（炊き出し等） 5 傾聴活動 6 災害ボランティア（支援）センター運営支援 7 ボランティア支援 8 広域避難者支援（県外等で生活する避難者支援） 9 中間支援（団体のネットワーク支援）・情報発信 10 その他の支援

2 顔の見える関係づくりの推進

震災発生時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるためには、日頃から区役所、市民、地域のボランティア団体、区災害ボランティアネットワーク、NPO、地域防災拠点、社会福祉協議会等の関係者間で、顔の見える関係ができており、連絡調整や協力・連携が図りやすい体制となっていることが非常に大切です。

平常時から、地域防災拠点運営委員会連絡協議会、区災害ボランティアネットワーク、ボランティア団体、区社会福祉協議会等と協力し、防災訓練や災害ボランティアセンター運営シミュレーション等を通じて顔の見える関係づくりを推進します。

3 港北区災害ボランティアセンターの設置

災害発生時は、区災害対策本部の要請に基づき、災害ボランティアネットワーク（港北区災害ボランティア連絡会）及び区社会福祉協議会は、港北区災害ボランティアセンターを設置します。

設置予定場所	港北区社会福祉協議会内
--------	-------------

4 アマチュア無線非常通信協力会との連携

発災時には、区内の被害情報等を収集するため、区災害対策本部から市災害対策本部を通して「アマチュア無線非常通信協力会港北支部」に協力要請を行います。

このため、日頃から地域防災拠点訓練等においてアマチュア無線を活用した通信訓練等を通して、同支部と地域防災拠点及び区災害対策本部との連携・協力の体制づくりを推進します。

第7節 車中泊避難の予防

災害時に自動車内に避難（以下「車中泊避難」という。）した被災者に関しては、その避難場所や避難者の規模の事前予測が困難なうえ、エコノミークラス症候群等による健康面への影響が懸念されます。

また、地域防災拠点が開設される市立学校等の校庭において車中泊避難が発生した場合、地域防災拠点の避難者の生活支援に支障が生じる恐れもあります。

そのため、平常時から車中泊避難の発生予防や、発生した場合の早期解消に向けた周知・啓発を行います。

1 地域防災拠点の役割及び運営についての周知・啓発

車中泊避難が発生した場合の、避難者の把握及び早期解消を目的とし、地域防災拠点の役割（指定避難所、情報受伝達及び物資供給拠点）と、その運営の基本（地域住民の相互扶助による運営）について、周知・啓発していきます。

2 健康被害に関する周知・啓発

車中泊避難による健康被害（エコノミークラス症候群の予防対策等）について周知・啓発します。

第5章 災害に強い地域づくり

震災の体験者の多くの方が、地域の助け合いの重要性を痛感したと述べています。倒壊家屋からの被災者の救出、バケツリレーによる初期消火、地域ぐるみの炊き出しなど、隣近所の助け合いや地域住民の相互協力による応急活動が被害の拡大防止及び軽減に大きな力を発揮しました。

また、岩手県釜石市では、日頃から学校と地域が連携して津波避難訓練に取り組み、地域全体の避難意識が醸成されていたため、東日本大震災時に小・中学校の児童・生徒が迅速・適切な避難行動をとり、また、その避難行動がきっかけとなって周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えた事例がありました。

区では、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織の結成を促進し、その育成に努めるとともに、地域全体が相互に協力できる共助体制を確立することにより、「災害に強い地域づくり」を推進します。この章では、「災害に強い地域づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 自主防災組織の強化

1 港北区災害対策連絡協議会

住民の声を反映した防災対策の促進、地域状況を踏まえた区域の総合的な防災対策を推進するため、港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会、港北区水防協議会、新横浜駅周辺混乱防止対策連絡協議会などの災害対策連絡会議を設置しています。

2 町の防災組織

地域が行う自主防災活動を支援するため、区役所、消防署が中心となり自治会町内会への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進め、地域防災力の向上を図っています。

町の防災組織は、次のような取組を実施します。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (5) 出火の防止及び初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食給水に関すること。
- (9) その他防災に関すること。

<(例)町の防災組織構成>

(〇〇町内会 1班)

庶務班	避難場所の確認・その他	総務部・福利厚生部
情報班	地域と避難所の情報収集	広報部・文化部
消火班	初期消火の実施	防犯防火部・体育部
救出救護班	救出とけが人の救護	青少年部・保健衛生部
避難誘導班	住民の避難誘導	渉外部・交通部
給食給水班	炊出しの実施など	婦人部

〇〇町内会 (防災本部)
本部長：〇〇町内会長
副本部長：××副会長

(〇〇町内会 2班)

(〇〇町内会 3班)

3 地域防災拠点運営委員会

震災発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置しています。

運営委員会の設置・運営にあたっては、女性を運営委員に積極的に参画させるほか、災害時における男女のニーズの違いや災害時要援護者に配慮した研修・防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めることとします。

(1) 平常時の主な活動

- ア 災害時に利用する教室の事前選定など避難所運営方法等の打ち合わせ及び運営マニュアルの作成
- イ 防災資機材等の使用方法の習得などの研修会、講習会の開催
- ウ 避難所開設運営訓練など防災訓練の実施及び参加
- エ 地域防災拠点周辺の危険箇所の確認、防災マップの作成など防災意識の高揚
- オ 訓練等を通じた地域での防災リーダーの養成
- カ 地域のボランティア団体との連携
- キ その他地域防災力の向上に必要な事項

(2) 災害発生時の主な活動

- ア 避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て
- イ 負傷者の応急手当又は医療機関への誘導
- ウ 防災資機材等を活用した救出・救助
- エ 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護
- オ 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生
- カ 備蓄食料、救援物資等の要請・配布、炊き出し
- キ 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達
- ク 公的避難所以外での避難者等への情報提供、救援物資の要請受付
- ケ 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受け入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握、情報提供
- コ 防犯パトロールの実施
- サ その他必要な事項

(3) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会

地域防災拠点運営委員会相互の緊密な連携を図るため、港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会を設置しています。

(4) 地域防災活動奨励事業

地域防災拠点運営委員会等の活動を支援するため、地域防災活動奨励助成金により、その活動経費を助成し、地域防災力の向上を図っています。

4 町の防災組織と地域防災拠点

(1) 役割

東日本大震災の教訓から、多くの家屋の倒壊や流出時には地域防災拠点など公的避難所のほかに、集会所や寺院など、比較的小規模な場所で、区民が任意で避難所を設置することが想定されます。このような被災地域においては、町の防災組織と地域防災拠点が連携し、任意で設置された避難所や在宅の被災者への情報伝達・物資の集配など、地域コミュニティを生かした地域の共助で対応していくことが最も重要です。

そこで、平常時からの自治会町内会の各種委員の活動や、地域防災拠点運営委員会などの地域コミュニティを災害時に連動できるよう、それぞれの横の繋がりを確認し、効率的な共助の体制や自主防災力の強化を図っていくこととします。

(2) 町の防災組織及び地域防災拠点での地域訓練

ア 町の防災組織における訓練

地震発生直後は、自らの安全の確保などの自助から始まり、いっとき避難場所や地域防災拠点での共助につながっていきます。そこで、平常時から自治会町内会を中心とする町の防災組織での啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動につなげていくこととします。また、町の防災組織と地域防災拠点運営委員会が連携して、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めることとします。

イ 地域防災拠点訓練

地域防災拠点が災害時に「災害時における住民の避難生活場所」、「物資の集配拠点」、「住民による救出・救護活動拠点」、「災害に関する情報収集・提供拠点」の各機能を円滑に行うためには、図上訓練（Dig 訓練など）の実施など、対応イメージが運営委員会で共有化され、実動訓練につなげていくことが重要になります。

実動訓練の実施に際しては、地域防災拠点訓練マニュアルを参考にするとともに、各地域防災拠点を担当する各区役所職員が訓練の構成を支援して実施します。

第2節 要援護者支援対策

1 基本的な方針

地域の中には、災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者が暮らしています。

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うため、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害に備えた平時からの要援護者対策を推進します。

2 要援護者の事前対策

(1) 地域の中で「災害から要援護者を守る」ための取組の推進

要援護者やその家族に対し、家庭内での要援護者の安全対策について周知するとともに、地域住民に対して、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ことについて普及啓発します。

また、日頃から、自治会・町内会、民生委員・児童委員、近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワーク等の支援体制づくりに努めます。

(2) 地域で「災害から要援護者を守る」取組の推進を支援するための区の取組

区長は、災害時における要援護者の援護活動に活用するため、要援護者名簿を作成・保管し、地域が名簿の提供を希望する場合は、区役所との協定締結等の手続を踏まえて、名簿を提供します。平成30年11月現在、141地区と協定締結しています。

第3節 社会福祉施設等における安全確保対策

1 社会福祉施設等内の安全対策の推進

利用者の安全を確保するため、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じ、施設管理者による定期的な点検を行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、夜間、休日など職員が少ない状態における災害対応についても配慮した訓練を実施します。

なお、訓練にあたっては、近隣の自治会・町内会等に協力を要請し、地域住民やボランティアと連携した訓練の実施に努めます。

また、地震への備えとして、最低3日分の飲料水の確保策を講じるとともに、食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資機材等を備蓄します。

3 地域との連携強化

震災発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠であるため、近隣の自治会・町内会、企業等との災害時における避難の協力に関する応援協定等の締結を促進します。

第4節 事業者の防災体制の確立

1 事業者の社会的責任

事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料、水等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図ることとし、また、区の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めます。

2 地域との連携体制

事業者は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を果たすため、事業所防災体制の充実強化に努めるとともに、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するため、物資の備蓄や地域との連携体制の確立などの対策を講じます。

第6章 学校施設における安全対策の推進

第1節 迅速な応急活動体制の確立

1 学校防災計画の策定

学校長は、地震発生時に円滑に児童生徒の安全を確保するため、避難方法、安全指導體制、教職員の役割分担、情報連絡体制その他必要事項を定めた学校防災計画を作成し、教職員等へ周知徹底を図ります。あわせて、該当校の地域防災拠点運営委員会と、その計画の内容について共有することとします。

2 教職員の動員体制

学校教職員は、大地震が発生した場合、原則として、所属校(ただし、教育委員会が指名した者は、直近校)へ動員する体制を確立しています。学校長は、所属校動員者及び直近校動員者を常に把握するとともに、学校と緊急な連絡をとる方法を確認しておきます。

3 地域防災拠点運営委員会との連携

地域防災拠点に指定されている学校長は、避難所運営の方法、役割分担、救急処置体制、学校再開準備などについて、当該地域防災拠点運営委員会に協力するとともに、平常時から震災発生時には避難場所となる事態に備えます。

また、教職員は地域防災拠点訓練マニュアルを活用した拠点開設・運営訓練等に参加するなど、災害時に迅速かつ具体的に行動できるように準備します。

4 学校再開準備班の確立

学校長は、震災発生時、円滑に児童生徒の学習の場を確保するため、学校再開準備班の体制整備を推進します。

5 応急医療

地域防災拠点での軽傷者への対応のため、一般家庭で行えるような応急手当程度の用品を保健室に配備します。

地域防災拠点運営委員会と学校で協議し、発災時の応急手当場所や医療救援隊用の診療スペース(体育館の一面や教室など、状況によっては保健室)をあらかじめ確保するとともに、保健室に配備された応急手当用品を応急手当場所等に持ち出せるよう整備します。

第2節 児童生徒の安全確保体制の確立

1 防災教育・訓練の実施

児童生徒に対して、防災ハンドブック等を活用した防災教育・訓練を行い、それぞれが地震時にとるべき措置・行動について周知します。また、教職員の研修会等を開催し、防災教育・訓練に関する指導力や震災時の防災対応能力を高めます。

2 保護者等の連絡体制の確保

学校長は、学区内の地域及び町内別に児童生徒数を把握しておくとともに、あらかじめ PTA と協議し、地域の自治会・町内会等の協力を得て緊急時に保護者と連絡する方法、登下校の安全経路、児童生徒の保護措置などの安全対策を確立します。

第3部：応急対策

第1章 災害対策本部等の設置

第1節 港北区災害対策本部等の設置

1 港北区災害対策本部の設置

区長（区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、次の場合、速やかに港北区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置し、直ちにその旨を市長（市災害対策本部長（以下「市本部長」という。）に報告するとともに、被災区民等の救助やその他災害応急対策を実施し、被害の発生を最小限に抑えます。

- (1) 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」（東海地震予知情報）が発令されたとき。
- (2) 市域において震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したとき。
- (3) 区域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると区長が認めるとき。
- (4) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

2 港北区災害対策警戒本部の設置

区長は、気象庁から東海地震注意情報が発表されたとき、港北区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を設置します。

3 警戒体制

次の場合、区長は、警戒体制をとります。

- (1) 市域において震度4又は震度5弱の地震（気象庁発表）が発生したとき。
- (2) 気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されたとき。

第2節 区本部の廃止・縮小

区本部長は、区域において応急対策がおおむね完了したと認めるとき、「警戒解除宣言」が発令されたとき又は「津波警報」「大津波警報」が解除され応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市本部長の承認を得て、区本部を廃止・縮小します。

第3節 組織

1 区本部の組織

(1) 区本部長

区本部長は区長をもって充てます。

(2) 区副本部長

区役所部長、資源循環局事務所長、土木事務所長、消防署長及び水道局水道事務所長をもって充てます。

(3) 地区隊長及び消防地区本部長

ア 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地区隊	隊長
土木事務所地区隊	土木事務所長
資源循環局事務所地区隊	資源循環局事務所長
水道局水道事務所地区隊	水道局水道事務所長

イ 消防地区本部長は消防署長をもって充てます。

2 職務権限

(1) 区本部長（区長）

- ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
- イ 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)及び区本部各班長に対する指揮命令
- ウ 各地区隊長及び消防地区本部長への指示又は要請
- エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請

(2) 各地区隊長及び消防地区本部長（資源循環局事務所長、土木事務所長、水道局水道事務所長、消防署長）

- ア 所管する災害応急対策を実施
- イ 区本部長からの災害応急対策の指示又は要請への対応
ただし、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。

(3) 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)

- ア 区本部長の補佐
- イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理

(4) 区本部各班長（課長）

班員に対する指示

(5) 班員（係長、職員）

班長の指示に基づく災害応急対策

3 区本部等と消防地区本部の連携

夜間・休日に大規模な災害等により被害が発生した場合、区本部等の体制が整うまでの間は、消防地区本部が区本部等に代わって実施できる事項は次のとおりです。

(1) 初期情報の提供

消防地区本部から区本部庶務班長に発災初期の情報を連絡します。

(2) 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、市民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（土木事務所地区隊等）から収集した情報は消防署地区本部で取りまとめます。

(3) 市民への情報提供

広報隊等により緊急情報（迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を市民に提供します。

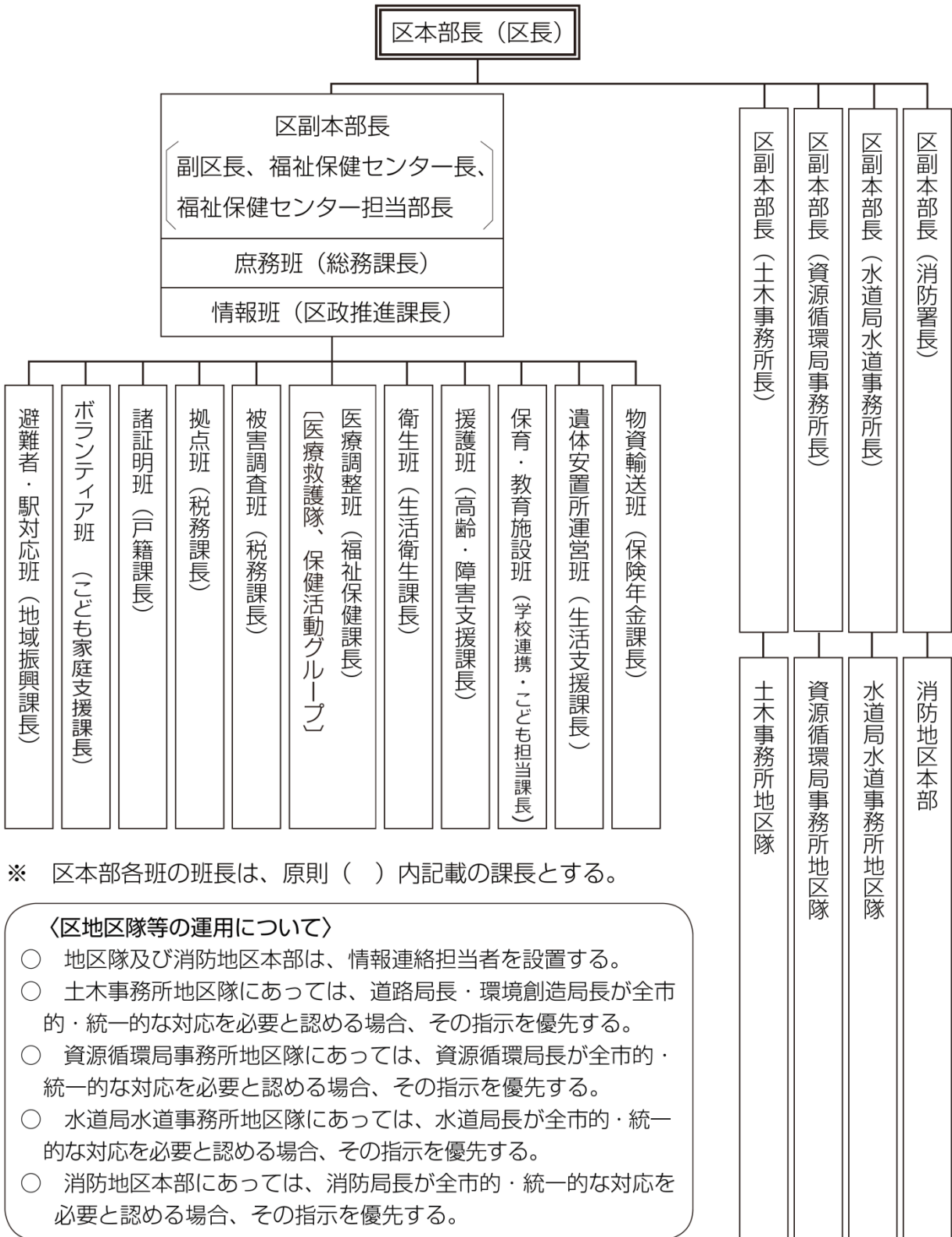
4 班体制及び事務分掌

(1) 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。

(2) 勤務時間外の初動体制では、動員した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。

(3) 区本部は、次のとおり構成されます。

区本部組織図



※ 区本部各班の班長は、原則 () 内記載の課長とする。

〈区地区隊等の運用について〉

- 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。
- 土木事務所地区隊にあつては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。
- 資源循環局事務所地区隊にあつては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。
- 水道局水道事務所地区隊にあつては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。
- 消防地区本部にあつては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
庶務班	1 区本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長命令の伝達に関すること。 3 区本部の庶務及び記録に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 報道及び広報対応に関すること。 7 災害関連情報に関すること。 8 区災害対策計画の立案及び実施に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。 10 避難勧告、指示等に関すること。 11 職員応援要請に関すること。 12 支援職員の受入れに関すること。 13 他都市応援職員の受入れ等に関すること。 14 区本部職員の動員に関すること。 15 区本部職員の厚生に関すること。 16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 17 食料、飲料、燃料等の確保に関すること。 18 庁舎の管理保全に関すること。 19 所管車両の保全に関すること。 20 災害救助法適用時における救助経費求償関連事務の実施に関すること。 21 他の班の所管に属さないこと。 22 その他特命事項に関すること。	1～22 同左 23 区本部の 予算経理に 関すること。 24 区災害応 急対策計画 の策定に関 すること。	1～24 同左 25 区災害復 旧計画の策 定に関する こと。
情報班	1 災害関連情報の収集分析及び伝達に関すること。 2 被害状況(人的・物的)の集約に関すること。 3 応急対策活動の集約に関すること。 4 災害関連情報の広報活動に関すること。 5 通信機器等の保全に関すること。 6 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関すること。 7 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関すること。 8 指定管理施設の被害状況に関すること。	同左	同左
避難者・ 駅対応班	1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設、津波避難施設の避難者の把握に関すること。 2 補完施設の被災状況の把握に関すること。 3 避難者の安全確保に関すること。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関すること。 5 主要駅等での情報収集・広報に関すること。 6 被害情報等の収集・伝達に関すること。 7 帰宅困難者対応に関すること。 8 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機関との連携した避難誘導に関すること。 9 帰宅困難者一時滞在施設滞在施設の運営又は支援に関すること。 10 その他必要な事項に関すること。	同左	同左

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
ボランティア班	1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関すること。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関すること。 3 必要なニーズ等の広報に関すること。 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。	同左	同左
諸証明班	死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。	1 同左 2 倒壊建物等の罹災台帳の作成に関すること。 3 倒壊建物等の罹災証明の発行準備及び広報に関すること。	1～3 同左 4 倒壊建物等の罹災証明の発行に関すること。
拠点班	1 地域防災拠点の開設及び運営に関すること。 2 地域防災拠点及び周辺地域の被災状況（死者、負傷者等）、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関すること。 3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関すること。 4 避難者の対応に関すること。 5 地域住民への情報提供・広聴に関すること。 6 任意に開設された避難所の把握に関すること。	1～6 同左 7 避難者の生活相談に関すること。	同左
被害調査班	1 区内の被害状況の調査に関すること。 2 応急危険度判定調査の支援に関すること。	1～2 同左 3 倒壊建物等の被害認定調査の準備及び広報に関すること。 4 倒壊建物等の被害認定調査の実施に関すること。 5 被害認定調査表の作成に関すること。	1～5 同左 6 解体廃棄物の解体・撤去申請の受付に関すること。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
医療調整班	1 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する事（区災害医療連絡会議の開催を含む。） 2 医療機関の被害状況の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関する事。 3 地域防災拠点等における負傷者数等の把握に関する事。 4 医療救護隊の編成及び診療に関する事。 5 他都市医療救護隊、多職種による医療支援チーム、他自治体の応援保健職員等の受入れ調整に関する事。 6 医薬品、医療資器材等の調達に関する事。 7 患者搬送に係る連絡調整に関する事。 8 地域防災拠点等における保健衛生指導等に関する事。 9 被災者の保健活動及び保健活動グループに関する事。	1～9 同左 10 精神保健医療相談窓口の開設に関する事。	同左
衛生班	1 消毒及び衛生に関する事。 2 飲料水及び食品の衛生確保に関する事。 3 生活衛生に関する事。 4 動物の保護収容に関する事。	1～4 同左 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関する事。	同左
援護班	1 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関する事。 2 地域防災拠点等の要援護者の状況把握に関する事。 3 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関する事。 4 要援護者の福祉避難所の受入に関する事。 5 その他要援護者の支援に関する事。	1～4 同左 5 要援護者を中心とした被災者の生活相談、福祉相談に関する事。 6 その他要援護者の支援に関する事。	1 福祉避難所の閉鎖及び要援護者の移送に関する事 2～6 同左、 7 応急仮設住宅への入居募集に関する事。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事。 9 被災者生活再建支援金に関する事。 10 義援金に関する事。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
保育・教育 施設班	1 園児の安全確保に関する事 2 施設、園庭の管理保全に関する事 3 保育の早期再開に関する事 4 園児の引渡しに関する事 5 保護者への情報提供に関する事 6 認可保育所、横浜保育室、家庭保育福祉員、NPO 型家庭的保育との連絡調整に関する事 7 被災家庭支援のための保育所入所に関する事	1～7 同左 8 園児の避難先の把握に関する事	同左
遺体 安置所 運営班	1 遺体安置所の設置及び運営に関する事 2 行方不明者の把握に関する事 3 関係機関（県警、医師会、歯科医師会）との調整に関する事	1～3 同左 4 引取人のいない遺体の焼骨に関する事	同左
物資・ 輸送班	1 区集配拠点の設置及び運営に関する事 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関する事 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関する事 4 自動車、その他輸送手段の確保に関する事	1～4 同左 5 不足救援物資等の把握に関する事	同左
土木事務所 地区隊	1 道路の被害状況の把握に関する事 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関する事 3 緊急輸送路等の確保に関する事 4 路上障害物、放置車両の除去等に関する事 5 河川、下水道管きよ、公園緑地の被害状況の把握に関する事 6 河川、下水道管きよ、公園緑地に係る応急対策の立案、実施に関する事 7 工事箇所の保全に関する事 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に関する事	同左	同左
資源 循環局 事務所 地区隊	1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関する事 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提供に関する事 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関する事 4 トイレ対策班への応援に関する事	同左	同左
水道局 水道事務所 地区隊	1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に関する事 2 断水や水道の復旧情報の提供に関する事	同左	同左

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。

※ 土木事務所地区隊にあつては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 資源循環局事務所地区隊にあつては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 水道局水道事務所地区隊にあつては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 消防地区本部にあつては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

第2章 職員の配置・動員

第1節 職員配置計画

1 区本部設置時の配備体制

本市職員は、区本部が設置された場合等は、この計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

2 勤務時間内の職員配置

区本部長は、所属職員を班ごとに配備につけ、任務を命じます。

なお、円滑な活動を実施するため必要と認められるときは、あらかじめ定めている職員の任務分担を変更して、別の任務を命じます。

3 勤務時間外の職員配置

区本部長は、早期動員者を、あらかじめ定められた任務以外の、早期対応を必要とする班に配置することができます。

【発災初動期に最も優先する業務】

- (1) 区本部の所管施設、所管区域内の被害情報の収集
- (2) 被害情報の集約
- (3) 区本部としての活動の意思決定
- (4) 市本部との連絡調整

4 初動期における区本部体制

(1) 動員計画に基づく局職員の区本部等への動員期間は、原則として発災から72時間までとし、市職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害応急対策を行います。

なお、災害応急対策を実施する期間については、被害等の状況に応じ、区本部長が市本部長と協議の上、短縮又は延長します。

(2) 区本部は、災害応急対策を行うとともに被災者支援上必要な業務を継続します。

5 区等への応援体制

(1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。

(2) 各局及び被害が少ない区は、自ら災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

第2節 職員の動員

本市職員は、区本部が設置される場合は、動員計画に基づき、動員命令を待つことなく、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に動員できる有効な手段(自家用車を除く。)を用いて、直ちに動員しなければなりません。また、動員時に自身の安否情報及び動員情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。

動員事由	警戒宣言の発令時（東海地震予知情報の発表）
	市域に震度5強以上の地震が発生した場合（気象庁発表）
	津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合（気象庁発表）

第3章 情報の収集・伝達

第1節 情報受伝達方針

- 1 発災直後は、区内の災害・被災情報の早期把握が重要となることから、区本部で正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断をします。
- 2 防災関係機関や区民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- 3 災害時広報は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用いて積極的に実施します。

第2節 情報受伝達体制

1 通信手段の確保

区本部長は、次に示すあらゆる通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努めます。

- (1) 保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) ホットライン
- (4) 加入電話及び庁内電話
- (5) アマチュア無線等
- (6) 伝令の派遣

2 情報収集員

地区隊長、各局出先機関班長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、地区隊との情報連絡にあたらせます。

また、区本部長は、必要に応じ、情報収集員1名以上を市本部に派遣し、区本部との情報連絡にあたらせることができます。

第3節 災害情報の収集、報告及び記録

1 情報収集・伝達の原則

本市に震度5強以上の地震が発生した場合には、市本部と区本部との情報受伝達は防災行政無線（ホットライン）の活用を原則とします。

防災行政無線（ホットライン）が使用できない場合及び他施設との情報受伝達については、本市の無線通信網を活用することとし、次いで加入電話及び庁内電話、パソコン・携帯電話のEメールなど、あらゆる通信手段を活用することとします。

2 区本部の報告

区本部は、次の情報を収集し、市本部の本部運営チーム情報班に速やかに報告します。

(1) 発災直後の情報事項

人的被害、火災の状況、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報について、目視や巡回、住民からの通報等により収集します。

区分	通報の内容	収集手段（例示）
人的被害	1 死者、負傷者	・庁舎周辺の目視 ・消防機動二輪隊の巡回 ・高度安全安心情報ネットワーク（ASIN）による情報（災害監視カメラ、ヘリTV映像等）
	2 要救助者、行方不明者	
	3 被災者の状況	
	4 避難の状況、避難勧告等の必要性	
火災	火災の発生及び延焼の状況	

物的損害	1 庁舎等所管施設、設備の損壊状況 2 道路、橋りょうの被害状況及び道路交通の状況 3 建物の倒壊状況 4 崖崩れ及び崖崩れのおそれの状況 5 電気、ガス、上下水道、電話等の状況	・参集した職員からの報告 ・消防、警察、地区隊、その他防災関係機関からの通報 ・交通運行者（市営バス、タクシー等）からの通報 ・テレビ・ラジオからの情報 ・横浜市アマチュア無線非常通信協力会会員等からの通報 ・住民、事業者からの通報
その他	応急対策上必要な事項	

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告します。

(3) 最終報告

被害の発生が概ね終息し、さらなる被害拡大のおそれなくなった時点で、被害最終報告をします。

3 災害情報の記録

区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録することとします。

また、事後の振り返り・検証等のため、活動内容を記録・整理し、保存しておくとともに、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行います。

第4節 災害時広報・報道

区本部長は、住民の不安の解消やデマによる混乱を防止し、市民生活の安定化を図るほか、被災者の生活再建を促進することをねらいとし、保有するさまざまな機能を活用して、被害情報、応急対策活動等の状況及び生活関連情報等を広報します。

また、上空からの広報が必要と判断したときは、区本部長は消防局長に対し、消防局航空機（ヘリコプター）による広報を要請します。

1 災害時広報

時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、避難勧告・指示情報、応急対策活動等の状況、医療情報、ライフライン等の状況及び生活支援情報等について、広報を行います。

2 災害時報道

区内の被害状況等の報道機関への発表は、情報の軽重に応じ市本部が行います。

第5節 広聴・相談活動

1 臨時区民相談室の開設

被災者の生活相談や援助業務の一環として、区役所及び必要に応じ地域防災拠点において臨時区民相談室を開設し、要望、苦情等を聴取し、災害活動に反映させます。

2 災害時コールセンターへの情報提供

市本部が設置された場合、横浜市コールセンター内に災害時コールセンターが立ち上がるので、必要な情報を提供し市民からの問合せに対応します。

3 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

また、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所等を設置し相談活動の実施に努めます。

第4章 消火及び救助・救急対策

第1節 公設消防の応急活動体制

1 震災対策消防本部体制

消防局長は、次の場合、震災対策消防本部体制及び全員配備を発令します。

- (1) 市域において、震度5強以上（横浜地方気象庁発表）の地震が発生したとき。
- (2) その他災害の状況により、消防局長が必要と判断したとき。

2 警防活動の基本方針

(1) 消火活動の優先

人命に対する被害を最も増幅する火災に対し、非常用消防車を含めたポンプ隊の運用及び消防団、企業自衛消防隊等との連携による火災の早期鎮圧及び拡大防止を図ります。

(2) 人命の救助、救急活動

震災時には、火災、家屋の倒壊、がけ崩れ等による人身災害に対し、救助隊、救急隊等の人員、資機材を活用し、人命の安全確保に努めるものとします。

(3) 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民の避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ります。

3 初期の情報収集活動

初期の情報収集活動は、消防機動二輪隊及び高所見張員等あらゆる手段を活用し、これに基づき応急活動を行うとともに、各関係機関に連絡します。

第2節 消防団の応急活動体制

1 震災対策消防団本部等の設置

消防本部に震災対策消防本部体制が発令された場合は、震災対策消防団本部及び震災対策分団本部を設置します。

なお、市域における震度5強以上の地震発生（横浜地方気象台発表）に伴い、消防局の消防本部体制が発令された場合においては、事前命令により全団員が動員します。

2 災害応急活動

消防団の災害応急活動は受持区域優先を原則とし、消防地区本部、消防隊等と連携を密にして活動を実施するとともに、地域住民に協力を呼びかけるなど、関係機関及び地域住民と一体となった活動に留意します。

また、消防団員は参集途上において、情報の収集及び出火防止、初期消火の呼びかけを実施します。

第3節 消火・救助・救急活動

1 消火活動の原則（震災消火活動の基本）

項 目	震災消火活動の基本
1 重要防御地区優先の原則	住民の安全避難や社会的影響を踏まえ、木造建物密集地域、主要駅、地下街などの対象を優先するものとする。
2 消火有効地域優先の原則	「消火有効区域」と「消火困難区域」で同時に火災が発生している場合は、「消火有効区域」を優先するものとする。
3 市街地火災優先の原則	大量危険物貯蔵施設等、多数の消防隊を必要とする火災の場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後に他の延焼危険部分の消火活動にあたる。ただし、不特定多数の者を収容する対象物及び地下街等から出火した場合は、人命救助を優先とした活動を行うこととする。
4 重要対象物優先の原則	地域防災拠点などの避難者の収容施設、病院などの救護施設、報道機関、行政機関など市民に直接影響を及ぼす対象物の消火活動を優先するものとします。
5 住民の安全確保優先の原則	住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用した現場活動により火災の延焼を阻止するものとする。

2 人命救助、救急活動の原則

項 目	内 容
1 救命活動優先の原則	人命の救助及び救命活動を優先して実施する。
2 緊急度・重症者優先の原則	救助及び救急処置は、救命措置を必要とする傷病者を優先する。
3 幼児・高齢者優先の原則	傷病者多数の場合は、幼児、高齢者等要援護者を優先して実施する。
4 火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先に実施する。 なお、火災の拡大状況から、総合的に判断し、救助・救急の時期を失することのないよう十分留意する。
5 救助、救急の効率重視の原則	同時に小規模救助、救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先に実施する。
6 大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、多数の救助、救急事象が併発している場合は、多数の人命を救助できる事象を優先に実施する。

3 関係機関等との連携

(1) 警察・自衛隊・海上保安庁

救助事象等に対しては、現場において、それぞれの機関の指揮者間で活動区域、分担等の調整を行います。

(2) 横浜建設業防災作業隊

救助活動に対しては、消防機関が指揮を担当します。

4 町の防災組織及び一般住民への協力要請

消火、救助、救急活動に際しては、その状況に応じて消火活動や傷病者の搬送活動などについて、町の防災組織及び地域住民に対して協力を要請します。

第5章 医療救護等対策

第1節 活動体制

1 指揮体制

区本部の医療調整班（以下「区本部医療調整班」という。）は、市本部の応急対策部に設置する医療調整チーム（以下「市本部医療調整チーム」という。）と連携しながら、災害医療にあたります。

2 区役所の体制

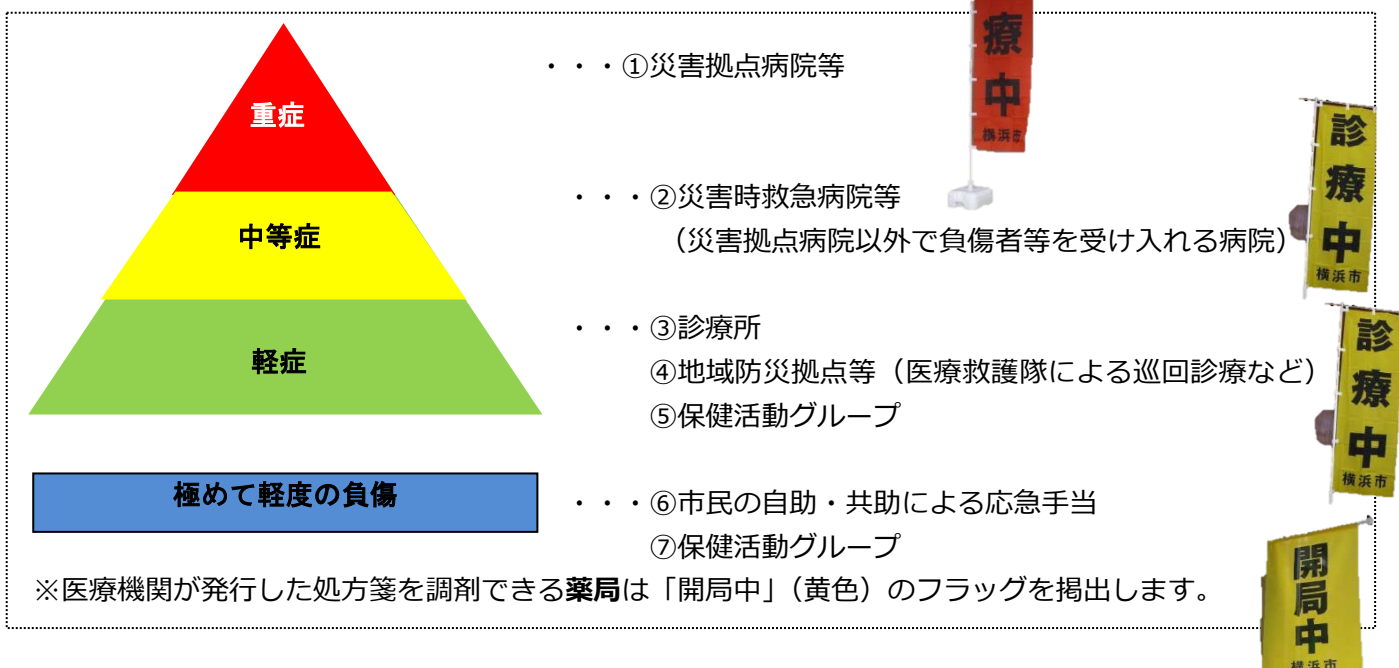
- (1) 福祉保健センター長は、区本部医療調整班を統括し、区医師会等と連携して災害時の医療調整活動を実施します。
- (2) 区本部医療調整班と市本部医療調整チームは区庶務班及び市本部運営チーム統括班を介することなく指示、要望等を行うことができます。ただし、それらの事項については、速やかに区庶務班及び市本部運営チームに報告するものとします。
- (3) 区本部医療調整班は必要に応じて、区災害医療アドバイザーから助言等の支援を受けるものとします。
- (4) 平常時から区内の医療関係団体や災害拠点病院などが参画する「港北区災害医療連絡会議」を設置し、災害医療に関する意見交換会や情報共有等を行います。
- (5) 区役所各課に配属されている保健師等は、配属先の災害対応業務とは別に区本部医療調整班に集約し、保健活動グループとして被災者に対する保健活動を行うとともに、緊急を要する場合には医療救護活動にも従事します。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

3 医療提供体制

負傷者等の緊急度や重症度に応じた医療体制とし、特に、災害拠点病院が重症者の受入に十分に対応できるよう、重症者以外の負傷者はその程度に応じて、災害拠点病院以外の医療機関や医療救護隊、市民による自助・共助等、分担して応急医療を実施します。

診療等が可能な医療機関及び薬局は「診療中」「開局中」の『のぼり旗』『フラッグ』を掲出し、速やかに診療等を開始します。

【重症度等に応じた応急医療等の提供主体イメージ】



4 医療救護隊、保健活動グループの編成等

区本部医療調整班は地域防災拠点等での診療及び保健活動を行うために医療救護隊及び保健活動グループを編成します。

(1) 医療救護隊の参集基準

震度6弱以上の地震が観測された場合は、区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会、看護職等による医療救護隊が編成されます。また、参集基準に満たない震度であっても、応急救護が必要と認める場合、区本部医療調整班は速やかに医療救護隊の編成を要請します。

(2) 医療救護隊の構成

医療救護隊は以下の編成基準に基づき1隊5人程度を基本としますが、職種や人数にこだわらず、状況に応じて臨機応変に構成します。

医師	看護職	薬剤師	業務調整員
1～2人	1～2人	1人	1人

(3) 医療救護隊の参集場所

医療救護隊は、区内の医療救護隊参集拠点（港北区医師会館（休日急患診療所）・慶應義塾大学日吉キャンパス）に参集します。

(4) 医療救護隊の活動

医療ニーズや医療救護隊数等に応じて、診療場所を固定して行う定点診療と、担当地域内を巡回診療する方式を組み合わせ、地域防災拠点等の避難所で応急医療を提供します。

特に被害が甚大な地域や、負傷者が多数発生している場所には集中的に医療救護隊を派遣します。

(5) 保健活動グループの活動

巡回等により保健活動を実施する中で要援護者の健康状況等を把握して必要な支援を行い、在宅要援護者についても区本部医療調整班及び市本部医療調整チームと連携を図り、支援を行います。

5 搬送体制等の確保

負傷者等の搬送については、救急車や緊急消防援助隊によるほか、区本部や交通部の車両、医療機関の車両、市民の共助を得た搬送等、考え得る全ての手段を講じて行います。

第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制

1 医薬品等の備蓄

- (1) 全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備します。
- (2) 災害医薬品備蓄薬局、港北区医師会館（休日急患診療所）等に医療救護隊用の緊急持ち出し医薬品等を備蓄します。
- (3) 医療救護隊が地域防災拠点等で診療を実施する際は、薬局や港北区医師会館（休日急患診療所）に備蓄した緊急持ち出し医薬品等を携行します。また、薬局に備蓄した緊急持ち出し医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

2 医薬品等の供給

備蓄医薬品等が不足する場合は、横浜市薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会に加盟する市内医薬品卸会社との協定に基づき、市本部医療調整チームが区の指定する場所への医薬品等の供給及び運搬を要請します。

3 医療情報の提供

(1) 医療機関情報

区本部医療調整班は、市本部医療調整チームと連携し、区内の診療可能な医療機関名等をリスト化し、随時更新を行うとともに、同様に調剤可能及び医薬品販売可能な薬局についても情報集約を行います。リストは地域防災拠点等に掲示するほか、区医師会、医療救護隊、医療機関等に情報提供します。

(2) 在宅療養患者情報

区本部医療調整班は、人工透析・在宅酸素療法・在宅中心静脈栄養法等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、市本部医療調整チームに報告します。

4 こころのケア対策等

(1) 精神保健医療相談窓口の設置

区本部医療調整班は、こころのケアを行うため、区役所等に精神保健医療相談窓口を設置します。

(2) こころのケアチーム等による診療

区本部医療調整班は、区災害医療連絡会議等を通じて、地域におけるこころのケアに関する情報を収集するとともに、こころのケアチームによる診療活動等について総合調整を行います。

5 歯科医療体制

区本部医療調整班は、災害の規模及び負傷者の発生状況に応じて、市本部医療調整班チームに対し、歯科医療に関する情報収集を行うための情報収集班及び救護のための巡回診療班の出動を要請します。

項目	編成基準	活動	
横浜市歯科医師会による歯科医療体制	1 情報収集班（歯科医師2人）	1 情報収集班 地域の歯科医療機関の被災状況等の情報収集を行います。 2 巡回歯科診療班 地域防災拠点等において、巡回歯科診療・口腔ケア等を実施します。	
	2 巡回歯科診療班		
	歯科医師		歯科衛生士
	1～2人		1～3人
	必要に応じて歯科技工士等を加えます。		

第3節 災害に備えた取組

迅速かつ確実に、応急医療活動を行うために、平常時から区災害医療連絡会議の開催や災害対応訓練の実施、医療救護体制に関するマニュアルの整備等を実施します。

また、地域防災拠点においては、学校防災計画に基づく災害時の保健室の提供など、災害医療体制の円滑な運営に向けた協調体制を確保します。

第6章 応援派遣等の対応

1 広域応援活動拠点

自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊(警察)の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点となる施設は、原則として次の表のとおりとします。

なお、大規模震災災害派遣命令に基づく派遣における、師団規模の部隊の活動拠点は、三ツ沢公園、県立保土ヶ谷公園及び根岸森林公園のいずれかとし、次の表にある広域応援活動拠点を前進拠点として活用します。

広域応援活動拠点（県立高校、公園等）
県立新羽高校

※活動拠点として使用しない場合は、避難所や物資集積所等として活用します。

2 他都市応援職員等の受入体制

区本部長は、他都市応援職員等を円滑に受け入れるほか、効率的な応援活動を行うため、待機場所として区内に1箇所以上の施設を指定します。

第7章 被災者等の避難対策

第1節 避難計画

1 避難の勧告及び指示

(1) 基準

避難の勧告及び避難指示（以下「避難勧告等」という。）は、地震発生後の災害の拡大により住民の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に、市長又は区長が実施します。

(2) 避難勧告等の実施者及び実施方法

住民への避難勧告等は、避難勧告等判断・伝達マニュアルに基づき、区本部を構成する職員（区本部職員、土木事務所地区隊、消防地区本部、その他各地区隊など）が連携し、避難勧告等の公示、港北区防災情報アプリ、港北区ツイッター、港北区ホームページ、FAX、緊急時情報伝達システム、広報車、職員の派遣等により伝達及び広報を実施します。

また、市本部により、Lアラート、防災情報Eメール、Yahoo!防災速報、緊急速報メール、サイレン、広報車、ヘリコプター、報道機関への発表などあらゆる手段を活用して伝達されます。

手段	実施・発信者	機能・特徴	広報範囲
横浜市防災情報Eメール	局（危機管理室）	登録者に対して、携帯電話又はPCに電子メールで文字情報を伝達（最大1,500文字）	登録者
緊急速報メール・エリアメール		配信区域内の携帯電話に電子メールで強制的に文字情報を伝達（最大200文字）	配信区域内に存する携帯電話
テレビ・ラジオ	局・区	記者発表等により各報道機関から音声・文字・映像で伝達	視聴者
ホームページ		閲覧者に対して文字情報を伝達	閲覧者
ツイッター		登録者に対して文字情報を伝達（最大140文字）	登録者
緊急時情報伝達システム	区	登録者の電話に、自動音声にて一斉に情報を伝達するシステム	自治会・町内会長
FAX		文字情報を紙で伝達	以下の登録者 ・聴覚障害者 ・災害警戒区域に所在する地下街・要援護者施設
港北区防災情報アプリ		利用者に対して文字情報や避難所開設状況を伝達	アプリ利用者
個別訪問	区（土木）が主体で消防等と連携し実施	職員が直接各戸へ訪問し伝達	訪問宅
広報車		車載拡声器による音声伝達	巡回地域

(3) 避難勧告等の報告

ア 区本部長が避難勧告等を実施した場合

区本部長は、避難勧告等を実施したときは、市本部に対し、避難勧告の実施日時や対象地域、対象世帯数等を無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに報告します。（解除のときも同様に報告します。）

イ 関係機関等への連絡

避難勧告等を実施したとき、区本部長は、所轄警察署に対し、その内容を通報します。

(4) 避難勧告等の解除

区本部長は、避難勧告又は指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示します。

2 警戒区域の設定及び立退き

区本部長は、地震発生後に、二次災害等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命じることがあります。

第2節 被災者の避難・受入れ

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった被災者が避難してきたときは、次により被災者の受入れを行う。

なお、身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」(盲導犬、聴導犬、介助犬)の同伴・使用については、同法に基づき対応します。

1 被災者の避難・受入れ

(1) 避難場所

ア 地域防災拠点（指定避難所）

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった住民が避難生活を行うほか、ライフラインの停止などにより自宅での避難生活が困難となった住民が、物資や情報を入手します。

イ 補充的避難所

避難者数等の増加により、地域防災拠点の収容能力を超える場合には、補充的避難所を開設します。

ウ 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者等については、区本部が協定締結した社会福祉施設等に福祉避難所の開設を要請し、受入れの決定を行う。

(2) 避難・受入割り当て

避難・受入れにあたっては、原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りに従うが、被害状況に応じて、その他の地域防災拠点でも避難・受入れを行います。

(3) 避難・受入期間

避難・受入期間は、避難者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。

この場合、教育施設等については、応急教育の実施に支障のない範囲及び期間とするよう配慮します。

(4) 在宅被災生活者及び任意の避難場所

在宅被災生活者（自宅で被災生活を送る被災者）及び任意の避難場所（地域防災拠点などの公的避難場所以外で、発災後、市民が任意に設置した避難場所（車中泊避難を含む。））で被災生活を送る避難者は、災害等に関する情報や物資をそれらの収集、提供、配付等の拠点となる地域防災拠点から得ることを基本とし、その対応は次のとおりとする。

ア 地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等に、被災生活を送っている場所、避難者の住所・氏名及びその他必要事項を報告します。

イ 地域防災拠点に集まる情報や物資を入手するため、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等と調整を行います。

ウ 情報や物資の提供等が不要となった場合は、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等へ、その旨を連絡します。

2 地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合

(1) 開設

市内1箇所以上で震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したときは、全地域防災拠点を開設します。開設にあたっては、区本部拠点班、学校連絡調整者及び地域防災拠点運営委員が速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、避難者の受入れに必要な措置を講じます。

地域防災拠点の開設状況については、スマートフォン又はタブレット PC にダウンロードして使用できる「港北区防災情報アプリ」により確認することができます。

(2) 閉鎖・統合

災害の状況が明らかになる時期（概ね3日以内）、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、区本部長は各地域防災拠点の避難状況等を考慮し、地域防災拠点の閉鎖・統合・避難者の集約等を決定します。

また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、区本部長は、災害状況を踏まえ、地域防災拠点の閉鎖について総合的に判断、決定します。

(3) 避難者の受入れ支援

拠点班等職員や地域防災拠点運営委員会だけでは、避難受入体制が不十分である場合、教職員もその役割を担い避難者の受入れに必要な対応を行います。

3 教職員における地域防災拠点の開設の対応

(1) 児童生徒在校時（勤務時間内）

地域防災拠点が開設された時点で、「避難支援班」に指定されている教職員は、学校が避難所として円滑に運営されるよう、区本部拠点班の職員や地域防災拠点運営委員会委員との連携を図り、児童生徒の安全確保に支障を及ぼさない範囲で、運営に携わります。

(2) 休日・夜間等（勤務時間外）

ア 連絡調整者（各学校3名指名）は、いち早く学校に動員し、校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行います。

イ 連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、拠点開設・運営に従事し、その後もその2名については、避難支援班として拠点運営に従事することを原則とします。

ウ 参集状況に関わらず、速やかに拠点を開設するために、日頃から地域防災拠点ごとに具体的な開設・運営マニュアルの整備及び訓練の実施により、誰でも地域防災拠点の開設支援を行えるようにします。

4 地域防災拠点の管理・運営支援

地域防災拠点の運営は、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が協力します。

区本部長は、飲料水、食料、生活必需物資の供給、トイレの確保、避難者の健康状態など被災者、避難生活、ペットとの同行避難等に係る情報を拠点班から把握し、必要に応じて、速やかに市本部被災者支援チーム及び関係各局長との総合的な連絡調整を行います。

(1) 地域防災拠点運営委員会

地域防災拠点運営委員会は、地域住民の参加を中心にして行政・学校等の三者で構成されており、住民・行政・学校等のそれぞれの主な役割は、次のとおりです。

区 分	主 な 役 割
地域住民	地域防災拠点の開設及び管理運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難所での相互扶助、防犯パトロール、飼い主による同行ペットの飼育管理など
行政	地域防災拠点の開設・運営支援、避難場所の安全性の確保、避難者名簿の管理（災害時安否情報システム）、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など
学校等（※）	児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設・運営支援など

（※）統廃合によって廃校となった学校（地域防災拠点）の跡地利用施設が引き続き地域防災拠点として指定された場合は、施設利用者の安全確保、施設の管理など。

（2）避難生活の維持、管理

地域防災拠点運営委員会は、安全かつ秩序ある避難場所運営の維持に努めます。

ア 地域防災拠点運営委員会の主な活動は次のとおりとします。

（ア）避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て

（イ）負傷者の応急手当、医療機関への誘導

（ウ）防災資機材等を活用した救出・救助

（エ）避難者の中で負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護

（オ）仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生

（カ）備蓄食料、救援物資等の配布、炊き出し

（キ）地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達

（ク）公的避難場所以外での避難者への情報提供、救援物資の要請受付

（ケ）区災害ボランティアセンターとのボランティアの受け入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握、情報提供

（コ）防犯パトロールの実施

（サ）「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づいた対応

（シ）その他必要事項

イ 女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目は次のとおりとします。

	女性、要援護者等を考慮した運営上の配慮すべき項目
女性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等） ・ 女性への暴力等を防ぐための防犯の強化 ・ トイレを安全・安心して利用できる工夫（男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫） ・ プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保 ・ 女性用物資の女性による配布 ・ 妊婦に対しての配慮（休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見た目では妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）
乳幼児・子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳等のスペースの確保 ・ 泣き声への対応（専用スペースの確保等） ・ 子どものプレイルームや学習スペースの確保 ・ 子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化

高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症等への配慮 ・ 生活不活発病（※）の予防、早期発見と対応 ・ オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応（男女別の専用スペースの確保等） ・ 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保 						
障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の特性に配慮したスペースの確保 ・ 視覚・聴覚・知的障害など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字情報、コミュニケーションボード等） ・ 福祉用具などのニーズの把握 ・ 知的障害や発達障害など、個々に応じた行動障害への配慮（周囲の理解、環境の配慮等） <p>【障害の特性に応じた配慮】</p> <table border="1"> <tr> <td>聴覚・言語障害→情報の確保</td> <td>視覚障害→行動の支援補助</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由者→歩行や生活の支援補助</td> <td>内部障害者→薬の投与や通院治療補助</td> </tr> <tr> <td>知的障害者→環境の配慮</td> <td>精神障害者→治療と服用の補助</td> </tr> </table> <p>※その他、重複障害の方を含め、個別のニーズに合わせた配慮が必要です。</p>	聴覚・言語障害→情報の確保	視覚障害→行動の支援補助	肢体不自由者→歩行や生活の支援補助	内部障害者→薬の投与や通院治療補助	知的障害者→環境の配慮	精神障害者→治療と服用の補助
聴覚・言語障害→情報の確保	視覚障害→行動の支援補助						
肢体不自由者→歩行や生活の支援補助	内部障害者→薬の投与や通院治療補助						
知的障害者→環境の配慮	精神障害者→治療と服用の補助						
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等） ・ 通訳ボランティアの確保 ・ 日本人との生活習慣の違いへの配慮 						
感染症患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースの確保 						

(※)体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気

5 補充的避難所の開設及び運営

(1) 開設及び運営

区本部長は、あらかじめ避難場所が不足することが明らかで、多数の避難者で避難場所のスペースが不足した場合、又は避難場所が機能しない場合等においては、区内の他の公共的施設や民間施設等を補充的な避難場所として開設します。この場合、避難所の運営は地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が参加するものとし、その他の必要事項は、地域防災拠点と同様とします。

(2) 対象施設

市立高校、避難場所未指定の小中学校、県有施設、民間施設等（別に用途を指定した公共施設は除く。）

(3) 教職員の体制と備蓄品の確保

地域防災拠点に指定されていない学校が緊急の避難所となることが予想されるため、それら学校においては、発災時の教職員の体制づくり及び備蓄品等を整備確保します。

第3節 要援護者の避難と援護対策

高齢者、障害者等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、避難誘導、救出救護及び必要な福祉保健サービスの提供等の要援護者対策を実施します。

1 市民、地域等の役割

町の防災組織等の自主防災組織は、地域の助け合いを基本とし、地域ぐるみで震災から要援護者を守るため、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者及び地域住民等が行政、関係団体等と相互に連携して安否確認、避難支援等その他必要な援護を行います。

2 緊急援護活動の基本方針

- (1) 医療的ケアが必要と判断される者については、迅速に医療機関と連携し、適切な措置を講じます。
- (2) 地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者については、福祉避難所での受入れを行います。
- (3) 各種の事務手続を可能な限り簡素化し、必要なサービスを速やかに提供できるよう努めます。
- (4) 高齢者・障害者等要援護者に対しては、従前のサービスの提供のみではなく、早期に生活全体の安定を図る施策を実施することが必要であり、その視点で幅広く対応します。
- (5) 全体を見据えた長期的、計画的な要援護者対策を実施します。的確な情報を発信し、ボランティア等に協力を求めて、連携協力してきめ細かい援護を展開します。
- (6) 地域防災拠点単位で、要介護状態にならないための取り組みを行います。

3 援護体制の確保

区本部長は、拠点班、援護班、健康福祉局各班(福祉施設担当)等から要援護者の状況を的確に把握し、速やかに必要な援護を行います。

- (1) 区本部拠点班、運営委員会等の協力のもと、要援護者の住所、氏名、健康状態、傷病の有無その他必要事項を把握し、区本部援護班に報告します。
- (2) 区本部拠点班は、運営委員会及び地域の「声かけ・見守り」のネットワーク等と連携し、要援護者の状況を把握し、区本部援護班に報告します。
- (3) 区本部援護班は、区で保管している在宅要援護者名簿を活用し、地域の自主防災組織等と連携しながら、在宅要援護者の安否確認・状況把握を行います。
また、区内の民間福祉事業者に協定等に基づく協力要請を行い、在宅要援護者の安否についての情報を収集します。

4 緊急援護の実施

- (1) 地域防災拠点での援護
 - ア 要援護者の特性に応じた配慮・支援の実施
 - イ 要援護者の状況把握等
 - ウ 巡回健康相談等の保健活動
 - エ 要援護者用スペース等の確保
 - オ 福祉避難所での受入れが必要な要援護者の把握
 - カ 高齢者へのコミュニティスペースの開放
 - キ 妊産婦・母子の健康維持等
 - ク その他必要な援護
- (2) 在宅の要援護者等への援護
 - ア 在宅の要援護者の状況把握
区本部援護班は、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者及び地域住民等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認・状況把握を行います。
また、民間福祉事業者からの情報を収集し、必要に応じて医師等の意見を求めたうえ、適切な救護策や必要な福祉保健サービス等利用のための支援を行います。
 - イ 在宅要援護者の支援活動
区本部医療調整班保健活動グループは、在宅要援護者の健康状態、生活状況、環境衛生等の状況を把握し、区本部援護班や市本部医療調整チーム等と連携し、必要な医療・保健・福祉サ

ービスや支援策を提供・調整します。

(3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援

区本部長(援護班)は、要援護者や仮設住宅入居者の状況を的確に把握したうえで、ケア方針を決定します。また、健康福祉局から民間福祉事業者に協力を要請し、区本部、健康福祉局、民間福祉事業者が連携を図り、要援護者へのホームヘルプサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の給付等各種福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

なお、区内での対応が困難な場合は、区本部長は健康福祉局長に広域的な応援、調整を要請し、健康福祉局長が必要な連絡調整を行います。

第4節 福祉避難所の開設及び運営

1 福祉避難所の開設及び運営

福祉避難所の施設管理者は、発災後速やかに、福祉避難所として機能させることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保します。

(1) 社会福祉施設等(入所、通所型)

社会福祉施設等における福祉避難所の開設及び運営は、施設職員が行います。

なお、福祉避難所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、区本部援護班は専門的福祉ボランティア等に協力を要請します。

(2) 市民利用施設

区本部長は、社会福祉施設だけでは要援護者の受入れが十分でないときは、市民利用施設を福祉避難所として開設し、要援護者を受け入れます。

福祉避難所の開設は、施設職員及び区本部援護班等が連携して行います。

なお、運営については、原則として家族、ボランティア等による自主運営を基本として、区本部援護班が中心となって、運営を支援するとともに、必要な措置を講じます。

2 受入れの決定

福祉避難所での受入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定します。その際、要援護者の必要とする援護の状態に応じて、次の事項に留意し、受入施設を決定します。

(1) 各施設が保有する専門分野での処遇のノウハウを生かすため、老人福祉施設は高齢者を、障害者施設は障害者を、児童施設は児童を受け入れることを原則とします。

(2) 入所型の社会福祉施設等は、原則として、重度の要援護者を対象とし、受入れにあたっては、緊急入所によるものとします。

(3) 通所型の社会福祉施設等及び市民利用施設等は、福祉避難所としての受入れを行います。

(4) 区内の施設だけでは、受入れが困難な場合又は区域外への避難を必要とする場合は、受入れ施設の調整を健康福祉局(地域福祉保険班)に要請します。

3 要援護者等の福祉避難所

(1) 高齢者

地区センター(区本部支援施設となった施設を除く。)、地域ケアプラザ、老人福祉センターその他高齢者福祉施設のうち、区本部長が指定する施設

(2) 障害者

地域活動ホーム、その他障害者福祉施設、児童福祉施設等のうち、区本部長が指定する施設
(「港北区防災マップ」参照)

第8章 警備と交通対策

第1節 大地震が発生した場合の警備対策

発災時、警察は総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、被災地における治安の万全を期することとします。

1 警備体制の確立

警察は大地震の発生と同時に警備本部を設置し、事案の規模及び態様に応じて迅速かつ的確な部隊運用を行います。

2 災害応急対策の実施

警察は、次の応急対策を実施します。

- (1) 情報の収集・連絡
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導等
- (4) 交通規制
- (5) 二次災害の防止のための危険場所等の調査
- (6) 無人化した商店街や避難所等の定期的な巡回による社会秩序の維持

第2節 大地震が発生した場合の交通対策

警察は地震発生後、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努めます。

また、交通規制状況を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両及び現場警察官による広報を積極的に実施します。

第9章 緊急輸送対策

第1節 輸送路の確保

1 道路の通行機能の確保

(1) 緊急巡回・点検

横浜建設業防災作業隊北部方面班（以下「作業隊」という。）は、震度5強以上の地震が発生した場合、緊急輸送路等のあらかじめ定められた路線、区間について巡回し、港北土木事務所地区隊に被害状況を報告します。

港北土木事務所地区隊は、区民からの通報や作業隊からの報告を踏まえ、緊急輸送路等の緊急点検を行います。

(2) 道路被災状況の把握・伝達

港北土木事務所地区隊は、緊急輸送路等の被害について、通行止め等の緊急措置を作業隊に指示するとともに、把握した被災状況を道路部(情報収集班)に報告します。

(3) 道路啓開の実施

港北土木事務所地区隊は、市本部の道路啓開方針に基づき、緊急輸送路等について、警察、消防等と連携し、作業隊等の協力を受けて路上障害物の除去、応急的な対策などの道路啓開を行い、必要な通行帯を確保します。

2 港北区の緊急交通路指定想定路

被災者の救助等の災害応急対策用車両の通行する道路として、県公安委員会（警察）が次の道路を指定しています。

- (1) 国道466号（第三京浜道路）
- (2) 県道2号東京丸子横浜
- (3) 県道12号横浜上麻生
- (4) 県道13号横浜生田
- (5) 環状2号線

第2節 輸送体制の確保

1 輸送車両等の確保

輸送手段として必要な車両等は、原則として区本部が保有し又は直接確保できるもの（自動車、バイク、自転車、組み立て式リヤカー等）を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を明示し、市本部本部運営チームを経由し、関係各局長に輸送車両等の調達を要請します。

2 緊急通行車両の確認

大地震が発生した場合の交通規制が行われたときは、指定された通行禁止区域、通行制限区域及び緊急交通路において、緊急通行車両以外の一般の車両の通行が禁止・制限されるため、災害応急対策に使用する車両については、平時から緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けておくこととします。

第10章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の捜索

1 捜索活動

市本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者又は死亡の疑いのある者の捜索を警察、海上保安庁、自衛隊など関係機関の協力を得て実施します。

2 行方不明者の把握

区本部長は、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設するほか、地域防災拠点等において死亡者名簿と避難者名簿の照合を行うなど、警察と相互に情報を共有しながら行方不明者数を確定する等の確かな情報の把握に努めます。

3 後方支援活動

- (1) 区本部長は、防災関係機関、町の防災組織、地域防災拠点運営委員会等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方活動(警備、交通整理、広報等)を行います。
- (2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要な協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

遺体の取扱いにあたっては、遺族の感情へ十分に配慮するとともに、次により適切に対応します。

1 関係機関との連携

(1) 神奈川県警察

検視を担当する県警とあらかじめ協議し、実施体制等を確立するとともに、平常時から定期的に訓練を実施します。

(2) 葬祭業者

遺体の取扱いは、葬祭業者との協定に基づき実施します。特に、身元確認の長期化に備え、遺体の腐敗等に配慮した環境を早期に確立します。

また、遺体安置場所は葬祭業者と連携して、遺族が身元確認しやすい環境を整備します。

2 遺体安置所

(1) 機能

遺体安置所の機能は、震災で亡くなられた遺体を一部保管するだけでなく、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能も有しています。

(2) 施設の指定

区本部長は、市本部及び警察と協議のうえ、遺体安置所として開設します。遺体安置所の運営については関係機関と協力します。

なお、必要に応じて他の施設を確保します。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を行う。	区のスポーツセンター等の公共施設 なお、必要に応じて他の施設等を確保する。

(3) 遺体安置所の開設・運営

ア 多数の遺体の発生が想定される場合は、県警と協議し、遺体安置所を早期に開設します。

イ 遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は、応援派遣等の支援を行います。

ウ 平時から各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認のうえ、遺体安置所設営マニュアルを作成します。

(4) 遺体安置所に関する情報の収集と一元化

遺体情報は、市本部でも一元的に管理し、早期の身元判明につながるよう、市外からの問合せの対応や市民や各遺体安置所への情報提供を実施します。

3 遺体の処理

(1) 遺体の発見と通報

市職員は、災害現場での遺体発見の情報について、直ちに所轄の警察署または直近の警察官に通報します。

(2) 遺体の搬送

遺体は警察等関係機関と協力し区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。

(3) 遺体安置所等での取扱い

遺体は警察による検視及び医師による検案を行い、その後遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒及び一時保存の措置をとり、「死体票」を作成のうえ納棺し氏名及び番号を記載した氏名札を棺に納付します。

(4) 身元確認と遺体の引き渡し

ア 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元が明らかになった遺体は、警察と相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

イ 身元不明遺体については、区本部長は遺体及び所持品を写真撮影するとともに、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

ウ 区本部長は、遺体の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を地域防災拠点等に掲示し、遺族等の早期発見に努めます。

(5) 死亡者数の確定と広報

死亡者数の計上に当たっては、市本部、区本部及び警察が情報を相互に共有し確定します。

遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報にあたっては、上記の共有情報をもとに警察と協議のうえ、統一的に行います。

4 火葬

(1) 区本部長は、健康福祉局長が実施する火葬のため、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を輸送する場合は、協定に基づき、(社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による輸送を要請します。

(2) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

第 11 章 物資等の供給

第 1 節 応急給水

水道施設が被災したときは、配水池、災害用地下給水タンク等から給水を行うとともに、配水池等を取水場所とした給水車等による運搬給水を行います。その後、逐次速やかに復旧工事を行い、各戸給水まで回復させます。

また、プールの水、井戸水等も生活用水として利用を図ります。

1 水道局が行う応急給水

給水できる主な応急給水拠点は、次のとおりです。

- (1) 配水池
- (2) 災害用地下給水タンク
- (3) 緊急給水栓

2 区本部が行う応急給水

- (1) 備蓄している水缶詰の配布
- (2) 地域防災拠点等で受水槽等に残っている水の給水
- (3) 災害用地下給水タンクに応急給水装置の設置・運用を行う市民への支援
- (4) 水道局が地域防災拠点に運搬給水を行った後の、避難者等への水の配布
- (5) 応急給水実施場所の案内
- (6) ひとり暮らし高齢者等への運搬給水等の調整（住民、ボランティアへの応援依頼）
- (7) 各協定企業への飲料水の供給要請
- (8) プール及び災害応急用井戸からの直接給水（生活用水として使用します。ただし飲用不可）

【災害時の自助、共助、公助による給水の流れ】

	給水方法	災害時に必要とされるの量		
		1～3日目 3リットル/日	4～7日目 10リットル/日	8～14日目 20リットル/日
地域の備え	個人や企業などでの水の備蓄	備蓄による水の確保 (1人9リットル) →	「自助」	
	災害用地下給水タンク	地域の共助による水の確保 →	「共助」	
区本部が行う 応急給水	水缶詰の備蓄	→	「公助」	
	受水槽からの給水 (※1)	→		
水道局が行う 応急給水	配水池	-----	医療機関等(※2)への給水車による 運搬給水	→
	緊急給水栓	「公助」	地域への配水池での給水 地域への緊急給水栓での給水	-----→

※1 残留塩素濃度が一定の基準を満たしている場合は飲料用として活用

※2 災害拠点病院、救急告示医療機関、地域防災拠点等

第2節 物資の供給

震災により住家等に被害を受け、食料と自炊手段を失った被災者に対して、速やかに物資の供給を実施します。

1 供給方法

(1) 発災直後から概ね3日間

発災直後は、避難所等の被災者のニーズの把握や区本部、避難所等からの物資要請が困難になる可能性があることから、必要物資を被災者に確実に届くようにするため、市本部は要請がなくても必要物資を確保し、避難所に供給します。

(2) 発災から4日目以降

区本部は、避難所等の被災者ニーズを把握し、必要な物資を市本部に要請します。

2 供給対象者

物資供給の対象者は、避難所の被災者、住家に被害を受けたことにより炊事ができない者、旅行者、滞在者、災害応急対策に従事する者のほか、区本部長が必要と認める者とします。

3 物資の確保と配分

(1) 非常用備蓄の優先

市民の備蓄食料等の消費を最優先とします。

(2) 地域防災拠点の備蓄利用

地域防災拠点備蓄庫に備蓄された物資を運営委員会の方針に従い、利用します。

(3) 区役所及び方面別備蓄庫等からの供給

区本部は、地域防災拠点等の備蓄物資に不足が生じた場合、市本部に対し物資等の供給を要請します。

(4) 物資配付の優先順位

区民は、物資が公平に分配されるよう相互に協力し、優先順位の基本は次のとおりとします。

- ア 災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）及び子ども
- イ 地域防災拠点等避難者
- ウ 任意の避難場所の避難者及び在宅被災生活者
- エ その他（帰宅困難者等）

4 備蓄物資が不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する食料等が不足する場合は、必要な品目・数量を把握し、市本部物資チームに調達を要請します。

また、補完的な調達として、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）等から市が締結した協定に基づき店頭在庫を調達します。

第3節 救援物資の受入れ・配分

区本部長は、「救援物資受入・配分マニュアル」に基づき、ボランティア等の協力を得て物資の受入・配分を実施します。

また、市本部で締結する各種協定に基づいた、関係機関への協力要請を実施します。

第12章 災害廃棄物の処理

第1節 基本的な考え方

1 災害廃棄物の範囲（災害廃棄物の定義）

(1) し尿

地域防災拠点等でのくみ取り式仮設トイレなどから発生するし尿

(2) 災害ごみ

家庭、事業所、地域防災拠点等から排出される解体廃棄物及び津波堆積物以外のもの（通常時の家庭系ごみ及び事業系ごみを除く。）

(3) 解体廃棄物

災害によって損壊した建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材、金属くず等

(4) 津波堆積物

津波によって堆積した汚泥等

2 し尿・ごみの処理

災害廃棄物の中でも、多くの避難者が集まる地域防災拠点等における「し尿」処理は、衛生的、生理的、精神的な理由から緊急に解決しなければならない重大な問題の一つであるため、まずは地域防災拠点の既存トイレを使用することを第一優先とします。

地域防災拠点の既存トイレが断水などによって利用できない場合は、既存トイレの便器を活用してトイレパックを使用します。その後、仮設トイレ（くみ取り式又は下水直結式）を設置し、使用します。あわせて水洗用水の確保や排水設備の補修等の水洗トイレ機能の確保を行います。

し尿の収集は発災2日目以降に地域防災拠点の仮設トイレから開始します。また、発災後は人命に係る応急対策、被災者支援などの災害対応を優先するため、家庭系ごみ（災害ごみを含む。以下同じ。）の収集は発災から72時間までに開始することとします。

また、倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」（破損した家具や食器等）が、無秩序に排出されると早期の復旧・生活再建の妨げになることから、「燃やすごみ」等とは区別して、収集します。

なお、解体廃棄物、津波堆積物の処理は復旧・復興期に対応します。また、事業系ごみは費用等も含め事業者自らの責任において資源化や環境に配慮した適正な処理を行います。

第2節 トイレ対策

1 地域防災拠点における対応

災害時のトイレの設置、あるいは学校の既存トイレの使用にあたっては、できるだけ男性用と女性用を離し、暗がりにならないような場所にするなど、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行います。

(1) 学校の既存トイレの使用

学校の使用可能な既存のトイレを利用します。また、水道水が使用できなくなった場合で、下水管の損傷が無いときは、プールの水及び水再生センター処理水を水洗用水として活用します。また、破損した排水設備については、協定業者の協力を得て補修し、利用します。

(2) 備蓄仮設トイレの設置

災害時に下水配管が損傷した場合は、既設トイレの使用を禁止し、備蓄仮設トイレ（くみ取り式、下水直結式、自動ラップ式簡易トイレ等）を利用します。備蓄仮設トイレが設置されるまでの間又はトイレが不足する場合は、備蓄しているトイレパックを利用します。

- ア 備蓄トイレパックは、既存トイレの便器にセットし利用します。また、既存の和式トイレの便器には備蓄簡易式トイレ便座を設置してトイレパックを利用します。(トイレパック：汚物をビニール袋に入れ、凝固剤で固め燃やすごみとして処理します。)
- イ 備蓄仮設トイレは地域防災拠点運営委員会が組み立て、設置します。
- ウ 自動ラップ式簡易トイレは、多目的トイレや要援護者の避難スペースに近い場所に設置し利用します。

(3) 仮設レンタルトイレの配備

区本部は、各地域防災拠点の避難者の状況及びトイレの使用の可否、水道・下水道復旧の見通しを把握し、仮設レンタルトイレの必要台数を資源循環局に報告します。

2 仮設トイレの管理

- (1) 仮設トイレの清掃管理は、地域防災拠点の運営委員会が行います。
- (2) 運営委員会は、トイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、下水管等の清掃必要箇所、トイレ用水必要量を区本部に連絡し、区本部は環境創造局へ報告します。

3 し尿汲み取り対策

地域防災拠点のくみ取り作業は、災害発生後2日目から開始し、通常のかみ取り作業は2週間停止します。

第3節 家庭系ごみ対策

災害時において、家庭系ごみの収集は原則として発災から72時間までに開始することとします。収集にあたっては、避難者の衛生環境を良好に保つため、地域防災拠点等を最優先で実施します。なお、ごみの分別については、平常時と同様とします。

第13章 学校活動と保育

第1節 発災時の対応

1 児童生徒の安全確保

(1) 在校時の対応

ア 校長は、地震発生後、直ちに、児童生徒の安全確認、被災状況の確認を行い、その状況を教育長及び区本部長に報告するとともに、状況に応じた学校の防災計画に基づいた適切な措置を講じます。

イ 校長は、児童生徒の預かり、引き渡しについては、原則以下のとおりとします。

(ア) 横浜市立小学校・中学校・特別支援学校

保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）こととします。

(イ) 横浜市立高等学校

あらかじめ、保護者から学校に預かる（留め置く）か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととします。

(2) 在宅時の対応

校長は、動員により参集した教職員に、児童生徒の安否及び被災状況を確認させるとともに、人員不足が想定される地域防災拠点の運営等に從事させます。

2 児童生徒の避難行動

(1) 通級指導教室、はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ等の避難行動

学校管理下での「児童生徒の預かり」を原則とし、保護者が学校に引き取りに来るまで学校に留め置くこととします。

(2) 放課後児童クラブ（学童クラブ）における避難行動

あらかじめ、学校・放課後児童クラブ・保護者間で協議し、至近の施設等（放課後児童クラブ・小学校も含む）の安全な場所を避難場所に決めておきます。また、避難場所に、保護者が引き取りに来るまで、指導員等の管理下での「児童の預かり」を原則とします。

3 発災後の休校期間

横浜市内で震度5強以上の地震が1箇所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校とします。ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能とします。

第2節 学校教育の再開

学校の教育再開にあたり、地域防災拠点に指定され、避難場所が引き続き開設されている場合は、学校の再開に関して、避難住民や地域住民などと、必要な事項について協議を行います。

第3節 保育の早期再開

区本部長は、認可保育所、横浜保育室、家庭保育福祉員、NPO型家庭的保育に対し、発災後の保育の早期再開のため、①必要な保育士数、配置計画 ②必要食料・物資 ③保育時間の設定 ④受入可能園児数 の把握、調整に努めます。

第14章 公共施設等の応急対応

第1節 公共施設における応急対応

1 利用者等の安全対策及び避難誘導

各施設の管理責任者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため、必要と認められるときは、最寄りの避難場所やその他安全な場所(施設内を含む)に利用者等を避難誘導します。

また、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して、避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図ります。

2 応急措置

(1) 出火防止措置

各施設の管理責任者は、直ちに火災防止措置を講じます。万一火災が発生したときは、直ちに所轄消防署に連絡するとともに初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期します。

(2) 被災状況の把握と報告

各施設の管理責任者は、施設の被災状況を速やかに把握するとともに、利用者等の状況、施設の被害状況、周辺の被害状況等を市本部(施設管理部局)及び区本部の2箇所に報告します。

(3) 避難者受入れの報告

各施設の管理責任者は、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに市・区本部に報告します。

第2節 土木施設の応急対応

土木事務所地区隊は、震災により、道路、橋りょう等が被災したときは、消火、救出救助、物資輸送等の災害応急対策及び市民生活への支障を最小限にとどめるため、緊急輸送路の機能回復、機能拡大を目的として速やかに応急復旧を実施します。

第 15 章 津波対策

被害想定によると、港北区内での津波被害は想定されていませんが、津波に対する対応は次のとおりとします。

1 津波に対する災害対策本部の設置

- (1) 地震の発生等により災害対策本部が設置されている場合は、その体制とします。
- (2) 市域に地震による揺れがないなど、災害対策本部を設置するに至らない場合で、「東京湾内湾」に津波警報・大津波警報が発表された場合は、全区局に災害対策本部を設置します。

2 災害対策本部等の廃止

- (1) 津波注意報、津波警報又は大津波警報解除が発表されたとき
- (2) 津波による被害の応急対策がおおむね完了したとき

3 津波警報及び大津波警報発表時の初動体制

津波予報区「東京湾内湾」に津波警報及び大津波警報が発表され、市内に震度 5 強以上の地震が発生していない場合は、沿岸区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区）からの避難者の誘導及び避難所の対応等を行うため、原則として職員はあらかじめ定められた動員先に動員し、対応を行うこととします。

この際、必要に応じて沿岸区の応援対応等を実施します。

第4部：復旧・復興対策

第1章 復旧対策

第1節 被災者の生活援護

各種の支援制度については、平常時から広く市民等に周知するとともに、災害時にも広報手段を活用した「横浜市被災者支援に関する各種制度」を広報し、迅速かつ適切な被災者支援に努めます。

1 生活相談

関係各局長及び区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問い合わせ、相談、要望等に対応します。(ここでは、市民の安全が確保され、一応の落ち着きが見られるようになる発災後4日目以降とします。)

また、臨時区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談、要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 災害弔慰金等の支給等

(1) 区本部長は、被災者等に次の弔慰金等の支給等を行います。

名称	対象者	種別	
災害弔慰金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	遺族	生計維持者が死亡した場合	支給(500万円)
		その他の者が死亡した場合	支給(250万円)
災害障害見舞金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	精神又は身体に著しい障害を受けた者	生計維持者が重度の障害を受けた場合	支給(250万円)
		その他の者が重度の障害を受けた場合	支給(125万円)
被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体) ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 	基礎支援金(50万円～100万円)と、加算支援金(50万円～200万円)の合計額を支給	
災害援護資金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上の場合	貸付 (150万円～350万円を限度)	
	住宅または家財の概ね3分の1以上の損害があった場合		
生活福祉資金 (災害を受けたことにより臨時に必要な資金)	低所得世帯 (災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外)	貸付(150万円を限度)	
横浜市災害見舞金・弔慰金 (横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱)	<ul style="list-style-type: none"> ・住家に被害を受けた方、御遺族又は重傷者 ・市内で事業を営む方で、事業を営む部分に被害を受けた方 ※弔慰金に関しては災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合は対象外	支給 (1万～10万円)	

(2) 義援金の配分は、「義援金事務マニュアル」に沿って、「義援金募集配分委員会」が決定し、区本部長が指定する場所で適正に配分します。

3 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、条例・規則等に基づき、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

また、災害復旧のための融資手続等を目的とした、納税証明書、市民税課税（非課税）証明書（所得証明書）等の発行手数料の減免を受けることができます。

<市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等>

1	個人市民税（県民税を含む。）の減免
2	固定資産税及び都市計画税の減免
3	市税の延滞金の減免
4	市税の納期限の延長
5	市税の徴収猶予
6	国税の特別措置
7	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の徴収猶予等
8	国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例
9	児童福祉施設措置費の減免
10	保育所の保育料の減免
11	老人ホーム入所に伴う費用徴収
12	水道料金等の免除
13	公共料金・使用料等の特別措置（水道料金等を除く。）
14	一般廃棄物処理手数料の減免
15	市営住宅使用料の減免
16	放送受信料の免除
17	住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付手数料

第2節 被災者の住宅確保及び応急修理

1 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第4条第1項に定める救助の一つであり、原則として、県知事が実施します。市長は、県知事の行う応急仮設住宅の供与の実施に協力します。

なお、災害救助法第13条の規定により、県知事が必要であると認めた場合においては、応急仮設住宅の建設を市長に委任することができます(ただし、事前の委任は認められていない。)、その場合、市が応急仮設住宅を建設し、供与します。

また、応急仮設住宅の供与方法としては、建設仮設住宅又は民賃借上仮設住宅によるものとします。

なお、公営住宅等の一時提供住宅は、法に基づく応急仮設住宅とされていませんが、国等からの要請により、応急仮設住宅の適用を受け、目的外使用として供与するものとします。

(1) 本市に委任を通知された場合の対応

多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係局から職員を配置した「応急仮設住宅建設等推進室」を設置し、避難者の早期な住宅確保を推進します。

(2) 区本部の役割

区本部は、「応急仮設住宅建設等推進室」と連携し、応急仮設住宅需要の把握、建設仮設住宅候補用地の状況確認、入居者募集と選定、建設仮設住宅の維持管理、入居者支援等を行います。

※平成 30 年 6 月に「災害救助法の一部を改正する法律」が公布され、一定の条件を満たす市が、内閣総理大臣からの指定を受けることで、自らの事務として救助を行うことを可能にする制度が創設されました（平成 31 年 4 月 1 日施行）。

2 入居者の選定等

(1) 入居対象者

震災により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とします。

ア 住家が全焼、全壊又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 生活保護法の被保護者及び要保護者又は特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等又はこれらに準ずる経済的に援護を必要とする者

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、県が示した入居基準のもとに市が行います。また、入居者の選定にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦等の災害時要援護者における優先順位を設定する。加えて、募集エリアなど、地域レベルのコミュニティや高齢者・障害者が一定地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮します。

3 入居者支援

応急仮設住宅ならではの生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ、相談や情報提供に取り組むこととし、地域の実情を把握している区本部と健康福祉局及び建築局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組みます。

また、入居者の多様なニーズに対応できるよう、支援には、男女双方の職員が携わるとともに、入居者による応急仮設住宅のコミュニティ運営への女性の参画に配慮します。

4 住宅の応急修理

区本部長は、災害救助法が適用され住宅の応急修理が必要となった場合、応急修理申込書の配布及び受付を行い、それを建築局長に報告します。

第3節 災害がれき等（解体廃棄物）の処理

1 倒壊した建物の解体作業や解体作業により生ずる解体廃棄物の収集運搬・処理処分については、次のとおり行うものとします。

(1) 住居家屋や中小事業者

区分	解体作業	収集運搬	処理処分
住居家屋や中小事業者	所有者・管理者	市	市

※ただし、本市が必要と認めた場合は本市が行うものとし、解体経費を本市が負担します。

(2) その他の事業者

区分	解体作業	収集運搬	処理処分
その他の事業者	所有者・管理者	所有者・管理者	所有者・管理者

※ただし、本市が必要と認めた場合は本市が支援するものとし、解体、収集運搬及び処理処分経費を本市が一部若しくは全部を負担します。

2 解体作業及び収集運搬・処理処分について、本市が必要と認めた場合、区本部長は、区民より提出される解体撤去申請を受け付けます。

3 片付けごみの収集

倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」（破損した家具や食器等）が発災後に大量発生します。早期の復旧・生活再建の観点から、「片付けごみ」の収集は速やかに別途対応する必要があります。

過去の災害の状況を振り返ると、片付けごみが燃やすごみ等と混在して排出されたり、道路に放置されたりするなど無秩序に廃棄され、生活衛生環境の悪化だけでなく、収集作業や緊急車両の進入を阻害することが懸念されます。そこで「片付けごみ」は、日常の「燃やすごみ」等とは区別し、別途収集します。

第2章 被害認定調査と罹災証明書

港北区長は、「災害対策基本法」に基づき、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に準拠した「震災時の被害認定（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」により、被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付します。

第1節 被害認定調査

1 被害認定調査

被害認定調査は、発災後、区域全体の被害状況を把握するための初期調査で、発災後おおむね4日目以降から、罹災建物を個々に調査する第1次調査、おおむね20日目以降から、第1次調査の判定結果を不服とする再調査申請に伴う再調査（第2次調査）を実施します。

調査の判定結果（全壊、大規模半壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、区長は積極的な広報を行い、調査への協力・理解を呼びかけるとともに、公平かつ公正な調査を実施します。

2 被害認定調査業務の分担

区分	担当部署	業務内容
倒壊建物等	財政局政務班	<ul style="list-style-type: none"> 被害認定調査に関する全市的な調整 市の被害認定調査方針等の決定及び広報 各区被害認定調査班、建築調査班との連絡調整窓口 各区の被害認定調査実施状況の把握 平常時における研修実施
	区被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の調査に関すること 区の調査方針の決定 調査体制の決定 広報 被害認定調査(第1次、2次調査)の実施 判定結果の集計と報告 被害認定調査に関する窓口
火災・消火損	消防地区本部	

第2節 罹災証明書

1 罹災証明書

罹災証明書は、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者からの申請により交付するもので、義援金の支給、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援法による支援金の支給、市税の減免を実施するにあたって必要とされる住家等の被害程度について、被害認定調査の結果に基づき証明するものです。

罹災証明書の交付は、発災後おおむね20日目以降から、住家の罹災証明書を優先して交付します。

2 罹災証明関係業務の分担

区分	担当部署	証明権者
火災・消火損	消防地区本部	消防署長
倒壊建物等	区本部（諸証明班）	区長

※火災による被害と地震の揺れによる被害が混在している場合には、消防署長と協議のうえ、罹災証明書を発行します。

第3章 復興対策

横浜市では復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を活かした復興を行うこととし、震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象としています。

港北区においても、市長を本部長とする震災復興本部と調整を行い、区別整備計画等を策定し、震災復興事業を進めることとします。

第5部：帰宅困難者対策

第1章 主要駅等における混乱防止対策の充実

地震発生直後は、鉄道機関の運行停止等により、ターミナル駅や大規模集客施設、繁華街等では多数の滞留者や帰宅困難者が発生します。帰宅困難者の安全の確保及び近隣地域の混乱を防止するため、主要駅等における混乱防止対策を推進します。

第2章 帰宅困難者事前対策

第1節 主要駅等の混乱防止対策の推進

主要駅等において、鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、所轄警察署、区役所等を構成員とする協議会等を設立し、情報受伝達マニュアル等の整備や定期的な防災訓練を実施するなど、平常時からの連携強化を図ります。

新横浜駅	新横浜駅周辺混乱防止対策連絡協議会	40 団体（協議会・訓練参加団体）
------	-------------------	-------------------

第2節 一時滞在施設の指定

区災害対策本部長は、地震により大勢の帰宅困難者の発生が予測される駅等を中心に、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための帰宅困難者一時滞在施設を指定しています。

指定にあたっては、帰宅困難者の受け入れを円滑に行うとともに、地域住民がしようする避難場所と混同しないよう、駅周辺の公的施設及び民間施設等に対し協力をいただきながら拡充を図ります。

第3節 帰宅困難者の発生抑制に関すること

企業等の事業所に対し、交通機関途絶時の従業員の留め置きや時差帰宅について協力を促します。

第4節 備蓄品の確保について

帰宅困難者への支援として、帰宅困難者一時滞在施設等に、水・食料・アルミブランケット・トイレパック等を備蓄します。また、企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

第3章 帰宅困難者対策

第1節 区災害対策本部の対応

区災害対策本部長は、駅等に避難者・駅等対応班を派遣し、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携し、駅等周辺の滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施します。

また、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」等を利用して、区災害対策本部と一時滞在施設との間で、施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を行います。

横浜アリーナについては、文化観光局長が施設に職員を派遣し、一時滞在施設を開設するとともに、各区避難・主要駅等対応班や市災害対策本部支援班と連携し、水、食料、情報等の提供を行います。

第2節 関係機関の対応

1 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、鉄道運行情報等の提供や安全な場所への避難誘導を行うとともに、施設内に、待機できる場所の確保が可能な駅においては、帰宅困難者の受入れ等を実施します。

また、必要に応じ、徒歩帰宅を支援する情報提供や、一時避難場所や一時滞在施設への案内又は誘導、代替輸送手段等を確保します。

2 企業等の事業所の対応

企業等の事業所は、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等の従業員の施設内待機を図り、災害関連、公共交通機関の運行状況等の情報提供や必要に応じた備蓄物資等の提供を実施します。

また、共助の観点から外部の帰宅困難者(来社中の顧客や施設周辺にいた帰宅困難者)の受入れに努めます。さらに、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動(特に要援護者の保護等)を実施します。

3 一時滞在施設の開設

区災害対策本部は、地震により多くの帰宅困難者が発生した場合、事前に指定した施設等に対して、帰宅困難者一時滞在施設の開設を要請します。なお、区災害対策本部と連絡が不能の場合は、施設の判断で開設を開始します。

帰宅困難者一時滞在施設が開設された時は、区災害対策本部から関係機関に連絡し帰宅困難者に情報提供等を行います。

一時滞在施設の開設期間の目安は、翌朝までとし、状況に応じて2日目(発災翌日)は区に1施設程度、3日目以降は市全体でパシフィコ横浜及び横浜アリーナの2施設とします。

【帰宅困難者一時滞在施設一覧】

平成31年4月1日現在

民間施設		
横浜医療情報専門学校(学校法人岩崎学園)	新横浜2-4-10	新横浜駅
新横浜プリンスホテル	新横浜3-4	新横浜駅
新横浜グレイスホテル	新横浜3-6-15	新横浜駅
横浜アリーナ	新横浜3-10	新横浜駅
ブライダルステージアソシア21	岸根6-1	新横浜駅
横浜デジタルアーツ専門学校(学校法人岩崎学園)	新横浜3-22-17	新横浜駅
新横浜SKホテル	新横浜2-2-9	新横浜駅
公益財団法人 横浜北YMCA	菊名6-13-57	菊名駅
慶應義塾大学 日吉キャンパス	日吉4-1-1	日吉駅
日吉湯	日吉本町4-15-9	日吉本町駅
綱島 湯けむりの庄	樽町3-7-61	綱島駅
公共施設		
綱島地区センター	綱島西1-14-26	綱島駅
日吉地区センター	日吉本町1-11-13	日吉駅
新田地区センター	新吉田町3236	新羽駅
港北公会堂	大豆戸町26-1	大倉山駅
篠原地区センター	篠原東2-15-27	妙蓮寺駅
城郷小机地区センター	小机町2484-4	小机駅
新横浜公園(横浜市スポーツ医科学センター)	港北区小机町3302-5	小机駅
菊名地区センター	菊名6-18-10	菊名駅
港北スポーツセンター	大豆戸町518-1	新横浜駅

4 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者の支援拠点（水道水、トイレ、災害関連情報の提供等）となっているガソリンスタンドやコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等に加え、区災害対策本部長は事前に指定した幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として開設します。



[災害時帰宅支援ステーションステッカー](#)



[災害時徒歩帰宅者支援ステーションステッカー](#)

5 帰宅困難者に対する物品や情報提供の支援

駅周辺の主要な商業施設では、帰宅困難者一時滞在施設が開設されるまで間、可能な範囲で滞留者の一時的な退避場所の利用や帰宅困難者に対する飲食物品の購入支援等を行います。

災害発生時に、どの一時滞在施設で受入れ可能なのかなどの情報を、スマートフォンや携帯電話等で検索できる「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」を整備しています。

また、港北区では、スマートフォンやタブレット PC に無料でダウンロードすることで通信途絶時でも一時滞在施設の場所を確認することができる「港北区防災情報アプリ」を配信しています。

第6部：東海地震事前対応計画

第1章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第1節 警戒活動体制

1 区災害対策本部の設置準備

区長は、東海地震注意情報の伝達又は報道に接したときは、警戒体制をとるとともに、区災害対策本部の設置準備に入ります。

2 区警戒本部の設置

(1) 組織構成

区警戒本部長	副区長
構成	副区長が編成する班及び資源循環局事務所、土木事務所、水道局地域サービスセンター及び消防署をもって構成する。

(2) 区東海地震警戒本部の事務分掌

警戒本部長	事務分掌
副区長	区警戒本部副本部長（総務課長） 1 区警戒本部長の補佐に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 駅の混乱防止に関すること。
	情報連絡責任者（総務課長兼務） 1 東海地震注意情報等に関すること。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関すること。 3 区警戒本部長命令に関すること。 庶務担当 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること。 2 職員の配備・動員の伝達に関すること。 3 車両等資機材の点検・確保や配置等に関すること。 4 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関すること。 5 地域防災拠点・医療活動拠点（休日急患診療所等）の点検・確認に関すること。 6 所管施設の点検・管理保全に関すること。 7 他の担当の所管に属さないこと。 情報収集担当 1 東海地震注意情報等の受伝達に関すること。 2 住民情報等に関すること。 3 その他情報の集約に関すること。 4 通信機器等の点検・確保に関すること。 広報担当 1 東海地震注意情報等の広報に関すること。 2 局出先機関等との広報に係る連絡・調整に関すること。

資源循環局事務所	収集車による広報に関すること。
土木事務所	1 パトロール車による広報に関すること。 2 応急活動準備に関すること。 3 必要資機材の点検・確保に関すること。
水道局水道事務所	1 広報車による広報に関すること。 2 応急給水活動準備に関すること。 3 必要資機材の点検・確保に関すること。
消防署	1 地震警戒消防地区本部の運営、庶務に関すること。 2 必要資機材の確認等、出場準備に関すること。 3 消防水利の点検・確保に関すること。 4 事業所等への指導に関すること。 5 消防車等による広報に関すること。 6 地震警戒消防本部との連絡等に関すること。

3 区警戒本部の廃止

東海地震発生のおそれなくなった旨の東海地震注意情報が発表されたときは、区警戒本部を廃止します。

第2節 職員の配置と動員

市警戒本部長は、東海地震注意情報の伝達又は報道に接したときは、警戒本部の設置にあたり、原則として「警戒配備」を発令します。

1 勤務時間内の配備体制

区長は、東海地震注意情報に伴う「警戒配備」が発令されたときは、あらかじめ定めた動員対象職員を各班に配備し、地震防災応急活動の準備を命じます。

2 勤務時間外の動員体制

(1) 区長は、東海地震注意情報に伴う「警戒配備」が発令されたときは、あらかじめ定めた所属職員を動員させ、各班に配備し、地震防災応急活動の準備を命じます。

(2) 警戒配備の動員対象職員は、東海地震注意情報の報道に接したときは、動員命令を待つことなく、自発的に所属職場に動員し、必要な任務を遂行します。

第3節 対応措置

1 広報活動

区警戒本部長は、東海地震の前兆現象が起きている可能性が高い場合に発表される東海地震注意情報に伴う様々な社会的混乱の防止と地震に備えての防災措置を周知するための広報活動を、広報車、区ホームページ等を活用して行います。

2 関係機関との協力体制

区警戒本部長は、東海地震注意情報発表に伴い混乱のおそれのあるとき、又は混乱が発生したときは、警察、消防、鉄道機関、バス機関、その他関係機関と協力してこれらの混乱の収拾を図ります。

3 地域防災拠点の点検

区警戒本部長は、警戒宣言の発令に備えて、必要に応じて地域防災拠点へ連絡要員を派遣するとともに備蓄資機材等の点検・確認を行います。

4 医療救護対策

区警戒本部長は、区医師会と調整し、医療救護活動への準備など警戒宣言に備えた応急活動準備を実施します。

第2章 警戒宣言発令時対策

第1節 区災害対策本部

1 区災害対策本部の設置

区長は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに区役所内に区災害対策本部を設置し、直ちにその旨を市災害対策本部長に報告するとともに、区内の防災関係機関に通報します。

警戒宣言発令時は、「全員配備体制」となります。

2 災害対策本部の廃止

警戒解除宣言が発令されたときは、区災害対策本部長は区災害対策本部を廃止します。

第2節 情報の受伝達

1 広報活動

区災害対策本部長は、様々な社会的混乱の防止と地震に備えての防災措置を周知するための広報活動を、広報車、区ホームページ等を活用して行います。

2 地震防災信号による広報

大震法施行規則第4条に定める地震防災信号により、消防署、出張所、消防団器具置場、火災警報のサイレン信号を行う場所において、警戒宣言が発せられた旨の伝達を行います。

警鐘	サイレン
(5点) ●—●—●—●—● ●—●—●—●—●	(約45秒) ●————— (約15秒) ●—————
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

第3節 帰宅困難者対策

警戒宣言が発令され、駅等における混乱の発生が懸念される場合は、区防災計画第5部に準じた帰宅困難者対策を実施します。

第4節 事前避難対策

1 地域防災拠点の開設準備

(1) 区災害対策本部長は、地震発生に備えて、震災時避難場所の開設準備のため、区災害対策本部拠点班員を地域防災拠点に派遣し、速やかに避難者の収容に必要な措置を講じます。この際、学校長は、児童、生徒の安全確保の支障とならない範囲で積極的に協力します。

(2) 区民が自発的に避難を開始した場合は、震災時避難場所を開設し、避難者受入れを行います。

2 避難場所開設状況等の報告

(1) 区災害対策本部拠点班は、地域防災拠点を開設し、避難者の受入れをしたときは、避難者数その他必要事項を把握し、区災害対策本部長に報告します。

(2) 区災害対策本部長は、避難状況を取りまとめ、市災害対策本部長に報告します。

港北区防災計画(震災対策編)

発行／横浜市港北区役所総務課
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26-1

発行年月／平成 31 年4月

〈問合せ〉TEL. 045-540-2206

FAX. 045-540-2209